

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年4月9日提出
【計算期間】	第7特定期間（自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日）
【ファンド名】	野村ファンドラップ外国債券 Aコース 野村ファンドラップ外国債券 Bコース (以上を総称して「野村ファンドラップ外国債券」、「野村ファンドラップ外国債券（毎月分配型）」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。 また、「野村ファンドラップ外国債券 Aコース」を「野村ファンドラップ外国債券 Aコース（毎月分配型）」、「野村ファンドラップ外国債券 A」あるいは「野村ファンドラップ外国債券A（毎月分配型）」、「野村ファンドラップ外国債券 Bコース」を「野村ファンドラップ外国債券 Bコース（毎月分配型）」、「野村ファンドラップ外国債券B」あるいは「野村ファンドラップ外国債券B（毎月分配型）」という場合、「野村ファンドラップ外国債券 Aコース」を「Aコース」、「野村ファンドラップ外国債券 Bコース」を「Bコース」という場合があります。)
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	執行役社長 吉 川 淳
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。

① 毎月分配を行いません。

◆ファンドは、原則として毎月20日(同日が休業日の場合は翌営業日)に決算・分配を行なうことを基本とします。

② 世界の債券[※]を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行いません。

※主として、投資適格格付が付与されているもしくは同等の信用度を有すると判断される国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など。

③ 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが定性評価・定量評価等を勘案し、世界の中から各種債券の運用において優れていると判断した投資信託証券（ファンド）に投資します。

◆運用にあたっては、ファンドの評価を専門的に行なっている「野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー」が、世界の中から選んだ複数の運用会社の優れていると判断したファンドに分散投資を行いません。

④ 為替変動リスクをヘッジ（軽減）するAコースと、ヘッジしないBコースがあります。

各ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券は、ファミリーファンド方式[※]で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。

※ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド(例えば「ノムラ海外債券ファンドFC」)とし、その資金をマザーファンド(例えば「ノムラ海外債券ファンドマザーファンド」)に投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

指定投資信託証券の名称については、後述の「2 投資方針 (2)投資対象」をご覧ください。

指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村ファンドラップ外国債券 Aコース)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
不動産投信	年4回	北米		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年6回 (隔月)	欧州		
資産複合 ()	年12回 (毎月)	アジア		
資産配分固定型 資産配分変更型	日々	オセアニア		
	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

（野村ファンドラップ外国債券 Bコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	日々	オセアニア		
資産複合 ()	その他 ()	中南米		
資産配分固定型		アフリカ		
資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成21年9月16日現在）

＜商品分類表定義＞

〔単位型投信・追加型投信の区分〕

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

〔投資対象地域による区分〕

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資対象資産(収益の源泉)による区分〕

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔独立した区分〕

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

〔補足分類〕

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

〔投資対象資産による属性区分〕

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む、以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載が

あるものをいう。

- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

〔決算頻度による属性区分〕

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

〔投資対象地域による属性区分(重複使用可能)〕

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

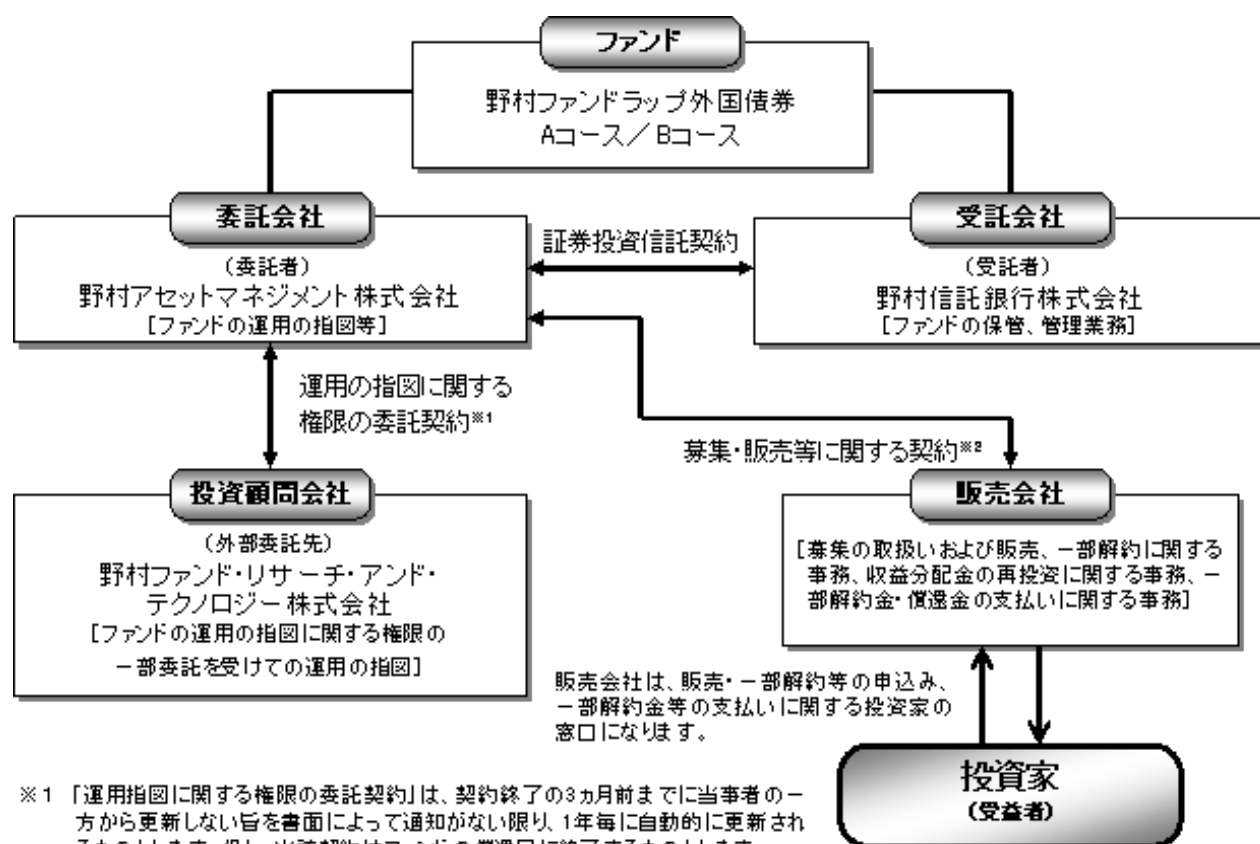
〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

〔特殊型〕

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの仕組み】

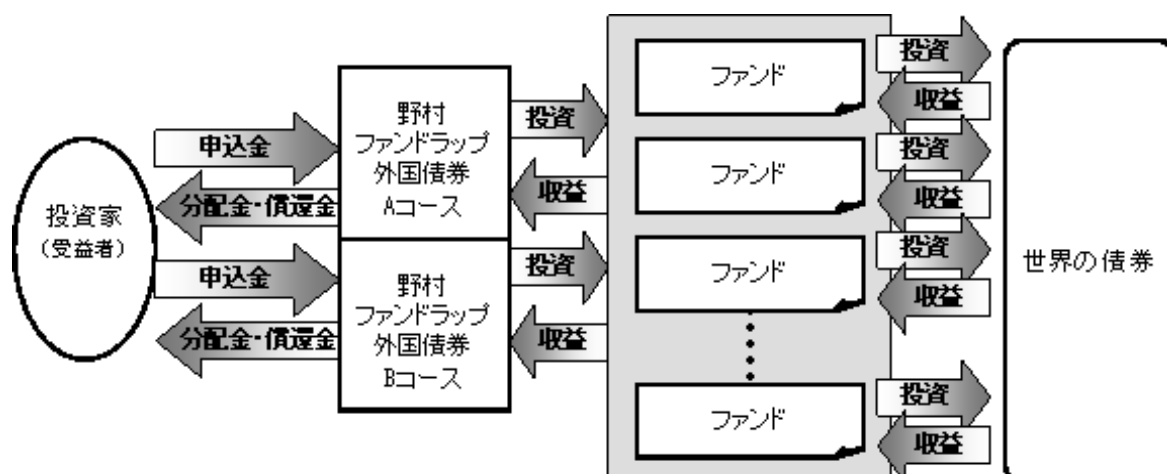


※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

■ファンド・オブ・ファンズについて■

各ファンドは複数の投資信託（ファンド）への投資を通じて、実質的に世界の債券に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。



※各ファンド・オブ・ファンズが主要投資対象とする各証券投資信託の運用の方針等については、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（参考）指定投資信託証券について」をご参照ください。

※分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

委託会社の概況

■委託会社■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

平成22年2月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
平成9年(1997年)10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
平成12年(2000年)11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年(2003年)6月27日	委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況(平成22年2月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1] 高水準のインカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行ないます。

[2] 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(以下「NFR&T」という場合があります。)に運用の指図に関する権限の一部を委託し、NFR&Tが定性評価・定量評価等を勘案し、各種債券の運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行ないます。

◆投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

◆ 委託する範囲	： 投資信託証券の運用（指定投資信託証券の見直しを含む。）
◆ 委託先名称	： 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
◆ 委託先所在地	： 東京都中央区
◆ 委託に係る費用	： 上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、「Aコース」および「Bコース」の信託財産の平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)の合計額に、年0.12%の率を乗じて得た額とします。

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

[3] 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

[4] バークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックスをベンチマークとします。

◆各ファンドは、以下をベンチマークとします。

Aコース	バークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）※1
Bコース	バークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）※2

※1 「バークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）」の計算にあたっては、バークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックスを委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算した指数（「円ヘッジベース」といいます。）を用います。

※2 「バークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）」の計算にあたっては、バークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックスを委託会社が円換算した指数（「円換算ベース」といいます。）を用います。

*上記の指数（インデックス）については、後述の「（参考）指定投資信託証券について〔ベンチマークについて〕」をご覧ください。

◆ベンチマークは債券市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

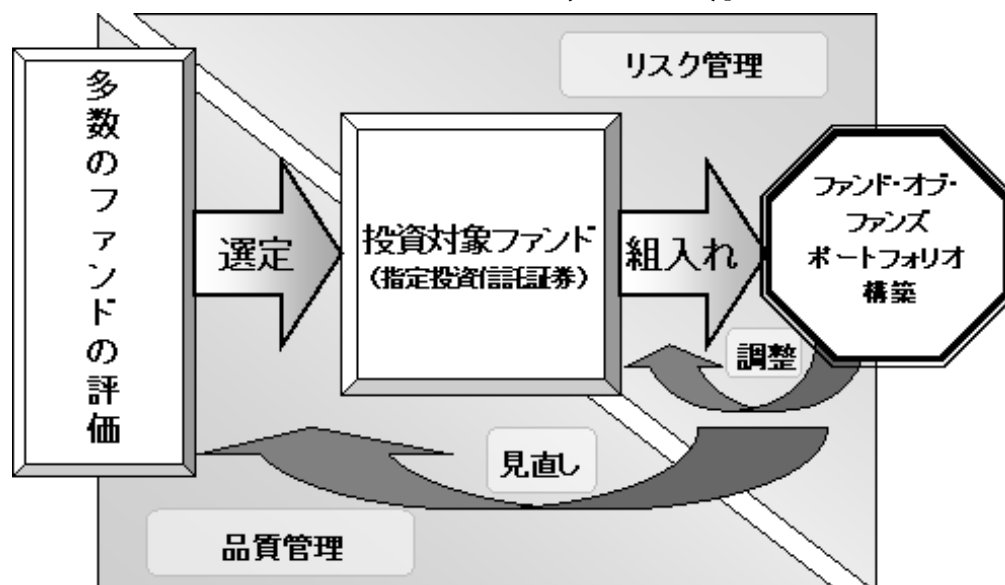
[5] 投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価を重視し、ファンド間の投資手法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。

[6] 投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比

率を調整します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質[※]の維持・向上を目指します。

※運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。

[NFR&Tのファンド・オブ・ファンズの運用プロセス(イメージ図)]



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

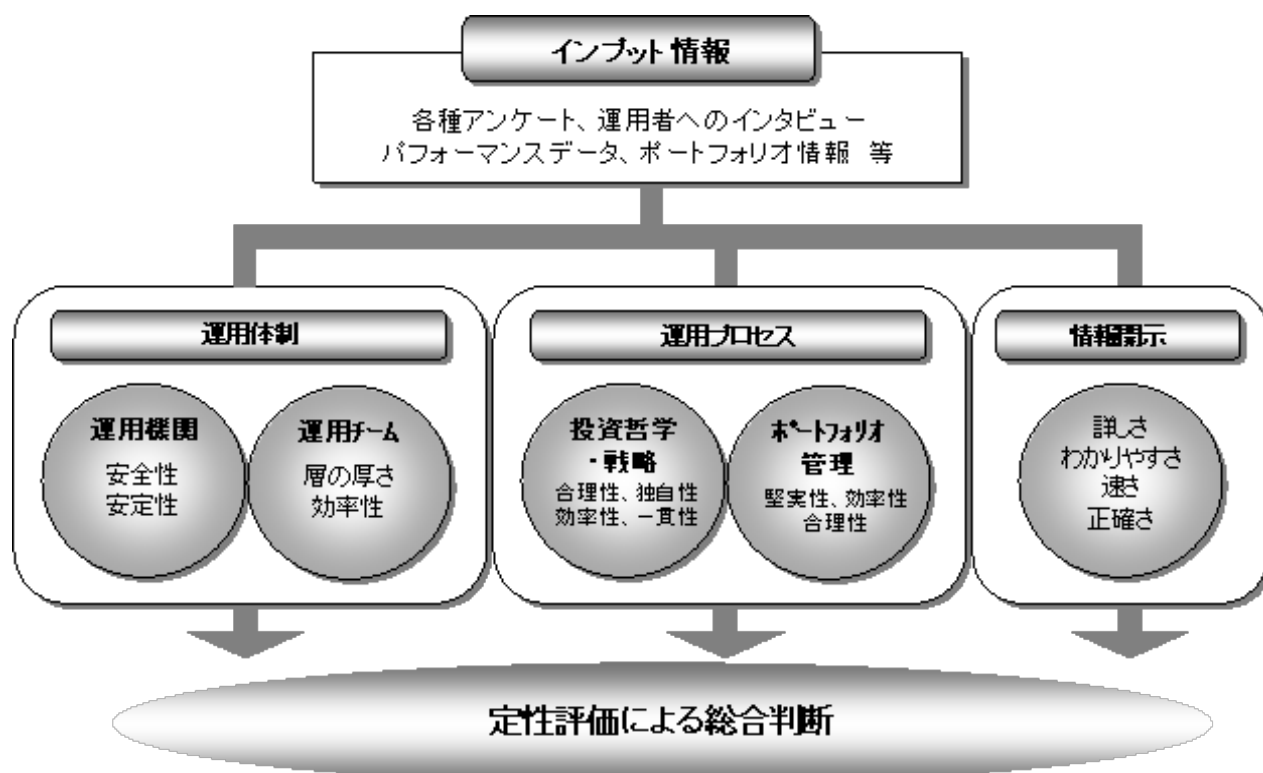
(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて

■野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要■

野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社（NFR&T）は、ファンド・オブ・ファンズの運用を主たる業務とし、同時に、投資信託の分析評価、年金運用機関の調査・評価、オルタナティブ（代替）投資商品評価に携わる、野村グループの投資顧問会社です。

■NFR&Tのファンドの定性評価■

◆NFR&Tでは、過去の運用成績がただ単に「良かったか（悪かったか）」ではなく、「なぜ良かったか（悪かったか）」「（良かった場合）今後も継続するか」が大事だと考えています。そのために、多くのファンドについてその良さ（品質）を測る「定性評価」に取り組んでいます。評価には、経験と実績のある専任のファンド・アナリストがあたります。



※上記の「NFR&Tのファンドの定性評価」の図は平成22年4月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(2)【投資対象】

世界の債券[※]に実質的に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

※主として、投資適格格付が付与されているもしくは同等の信用度を有すると判断される国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など。

デリバティブの直接利用は行ないません。

◆各ファンドが投資する投資信託証券は、外貨建資産の為替ヘッジ方針について、各々以下のものに限定することを基本とします。

【Aコース】

- 実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。
- 実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託または当該投資信託が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。
- 上記に類するもの。

【Bコース】

- 実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行なわないことを基本とするもの。
- 上記に類するもの。

◆各ファンドは、以下に示す投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

Aコースの指定投資信託証券	Bコースの指定投資信託証券
ノムラ海外債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	ノムラ海外債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
ノムラーモンドリアン海外債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	ノムラーモンドリアン海外債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
ノムラーブラックロック米国債券オープンFC（適格機関投資家専用）	ノムラーブラックロック米国債券オープンFD（適格機関投資家専用）
ノムラーインサイト欧州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	ノムラーインサイト欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
ノムラーAMP豪州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	ノムラーAMP豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC（適格機関投資家専用）	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）
ドイツ欧州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	ドイツ欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
LM・米国債券コア・プラスFC（適格機関投資家専用）	LM・米国債券コア・プラスFD（適格機関投資家専用）
ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC（適格機関投資家専用）	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）
ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC（適格機関投資家専用）	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）
TCW 米国債券ファンド FC（適格機関投資家専用）	TCW 米国債券ファンド FD（適格機関投資家専用）
アイエヌジー・欧州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	アイエヌジー・欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）
メロン米国コア・プラス債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	メロン米国コア・プラス債券ファンドFD（適格機関投資家専用）

ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ （ケイマン）－海外債券ファンド FC ＜外国籍投資信託＞	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ （ケイマン）－海外債券ファンド FD ＜外国籍投資信託＞
---	---

※上記は平成22年4月9日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

※指定投資信託証券の名称について「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。

※同一行にある指定投資信託証券(例えば「ノムラ海外債券ファンドFC」と「ノムラ海外債券ファンドFD」)は、為替ヘッジ方針が異なるのみで、その他の実質的な運用方針は基本的に同一のものです。これら二つの指定投資信託証券をまとめて、例えば「ノムラ海外債券ファンドFC/FD」と表記する場合があります。

①投資の対象とする資産の種類(約款第17条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限るものとします。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者(委託者から委託を受けた者を含みます。)は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

③金融商品の指図範囲(約款第18条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証

券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成22年4月9日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

◆国内籍の指定投資信託証券の販売会社は、全て野村信託銀行株式会社となっております。

◆外国籍の指定投資信託証券については、管理事務代行会社等を通じて売買の申込み等を行ないます。

◆以下の点につきましては、全ての指定投資信託証券に共通となっております。

※申込手数料はかかりません。

※指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

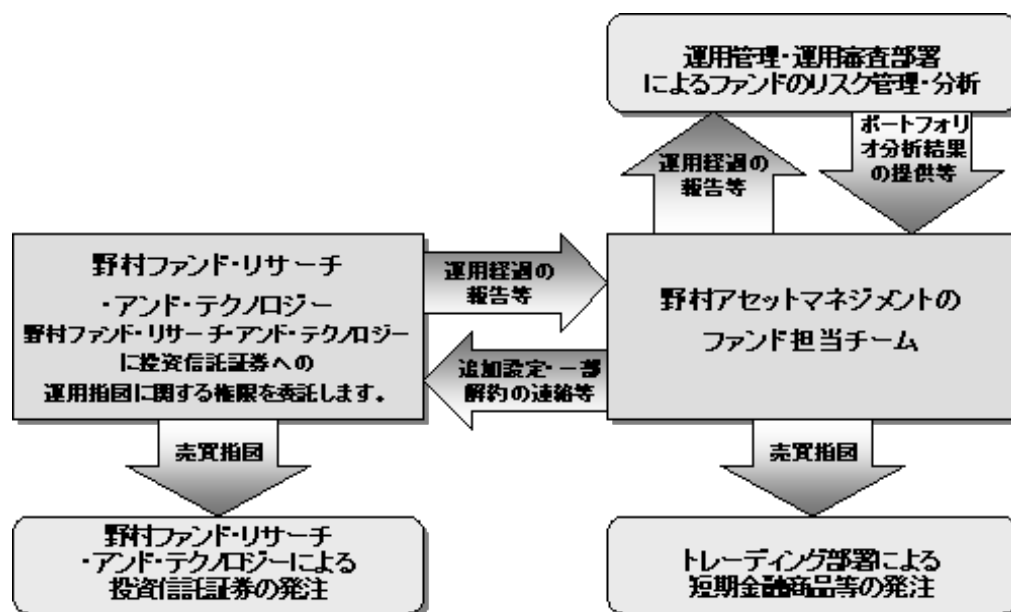
※指定投資信託証券の委託会社等の概要については、後述の「指定投資信託証券の委託会社等について」をご参照ください。

※指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

[次へ](#)

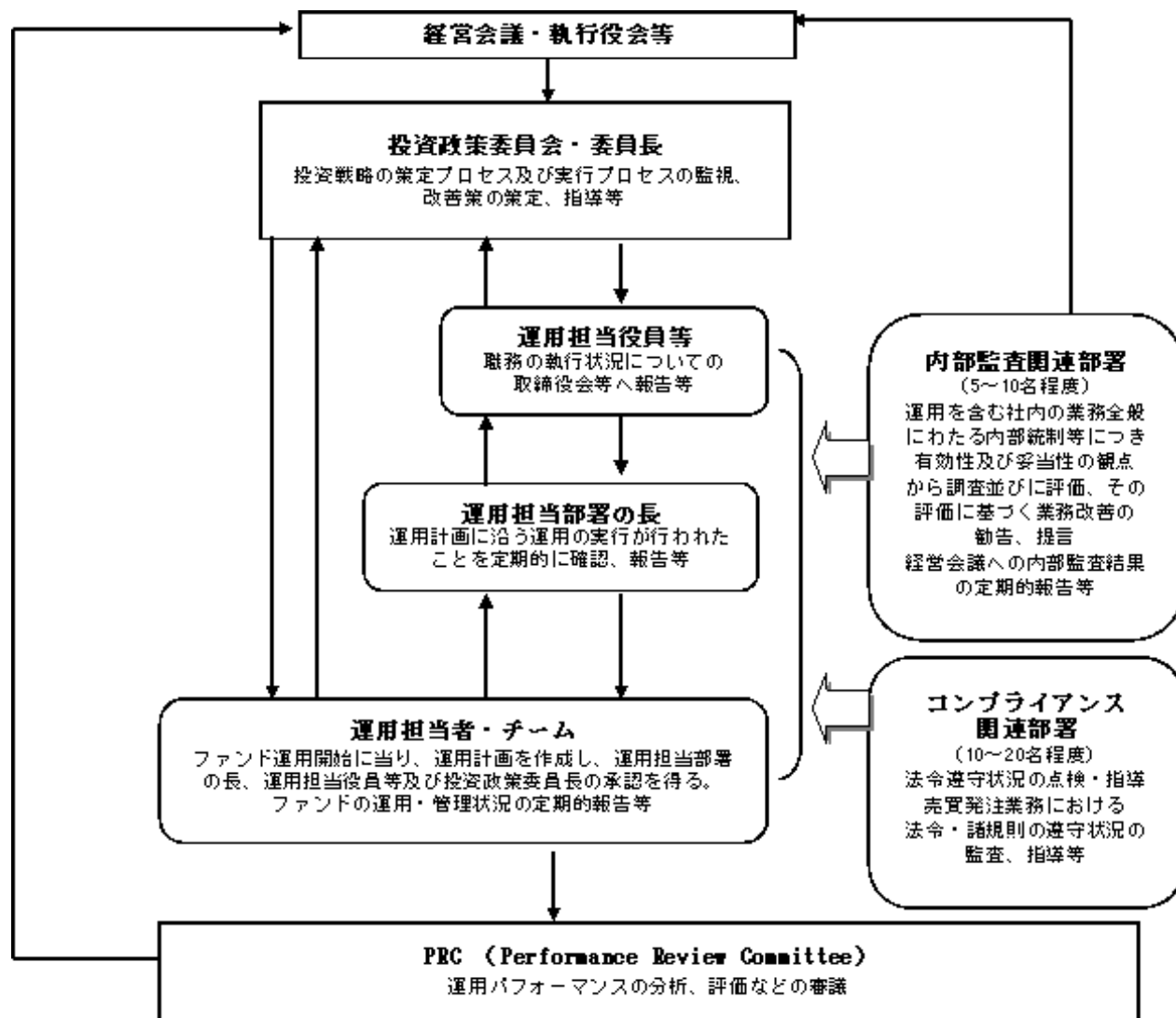
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社は、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを、委託会社で確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に委託会社の商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は平成22年4月9日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎月の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※配当等収益とは、配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

◆ファンドの決算日

原則として毎月20日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は税引き後無手数料で再投資されます[※]が、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

(5)【投資制限】

◆各ファンドに共通

①外貨建資産への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

外貨建資産への直接投資は行ないません。

②株式への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

株式への直接投資は行いません。

③デリバティブの使用（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

デリバティブの直接利用は行いません。

④投資信託証券への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

⑥公社債の借入れ(約款第23条)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- (ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (iv) 上記(i)の借入れにかかる品賃料は信託財産中から支弁します。

⑦資金の借入れ(約款第30条)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

■主な変動要因■

[金利変動リスク]

◆公社債等は、市場金利の変動により価格が変動します。ファンドは、投資信託証券の組入れを高水準（フルインベストメント）とすることを基本とし、各投資信託証券は公社債など値動きのある証券に実質的に高水準（フルインベストメント）の投資を行ないますので、金利変動の影響を受けます。

[信用リスク(クレジットリスク)]

◆投資対象とする投資信託証券が実質的に組み入れる有価証券等の発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。

また、債券の格付が上昇すれば信用度が高くなるため、通常、価格は上昇します。逆に債券の格付が下落すれば信用度が低くなるため、通常、価格は下落します。また、格付が変わらなくても、特定の債券の信用度に関するマーケットの考え方が変わることにによっても価格は変動します。

[為替変動リスク]

◆「Bコース」が投資対象とする投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を大きく受けます。「Aコース」が投資対象とする投資信託証券は、実質的な外貨建資産について為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、または実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定しています。しかし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、一部の通貨においては為替ヘッジの手段がなく、為替ヘッジを行なうことができない場合があります。なお、一部の投資信託証券においては実質的な外貨建資産に対して全て対円で為替ヘッジを行なうわけではなく、実際のポートフォリオの通貨配分と対円で為替ヘッジの通貨配分が異なることがあり、その異なる部分は為替変動の影響を直接的に受けることになります。しかしながら、「Aコース」が投資する投資信託証券の為替変動リスクは、為替ヘッジしない場合と比較すると大幅に小さくなるものと考えられます。なお、為替ヘッジを行なう場合、円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

■その他の変動要因■

[有価証券の貸付等におけるリスク]

◆投資対象とする投資信託証券が実質的に行なう有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

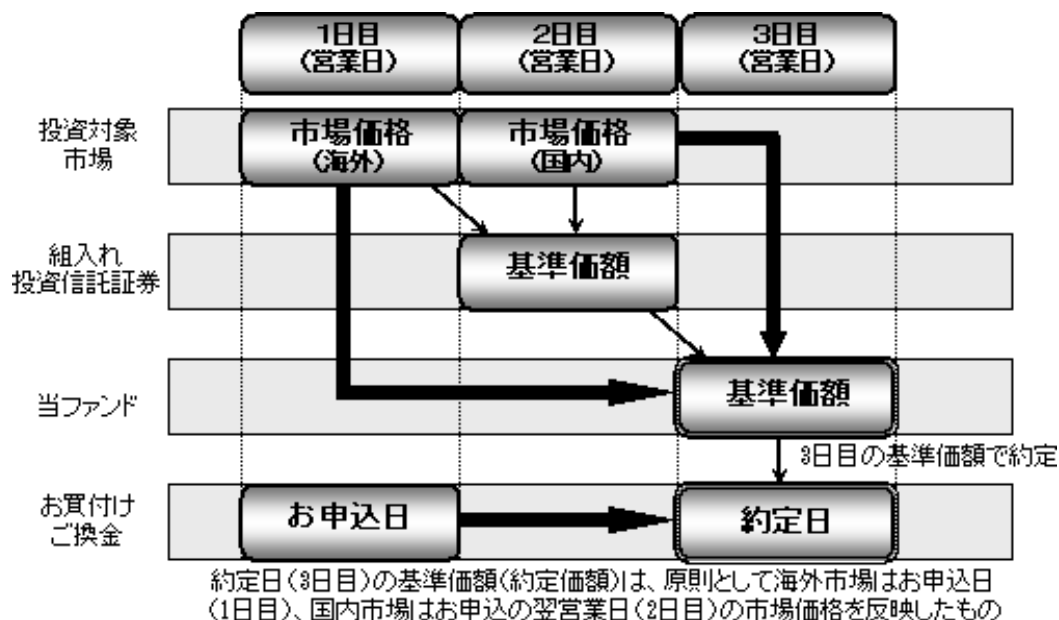
《その他の留意点》

◆ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

◆市場の急変時等には、前記の投資方針に従った運用ができない場合があります。

◆コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

- ◆ファンドの分配金は、前記の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
- ◆「Aコース」は「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）」を、「Bコース」は「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）」を、各々ベンチマークとしますが、ベンチマークは債券市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ◆ファンドが主要投資対象とする投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用を行なうものがあります。これらの投資信託証券が投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、これらの投資信託証券の基準価額に影響を及ぼす場合があります。この結果、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託者（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託者の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託者と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社となっております。したがって、一部の外国籍投資信託証券を除くファンドにおいて、委託者（運用の権限委託先を含みます。）が各投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。
- ◆ファンドが投資する投資信託証券の基準価額は、一般的な投資信託と同様に原則として当日のわが国の証券市場の値動きを反映して毎営業日計算されます（外国の証券等については、通常、時差の関係から前日の終値等取得できる直近の値動きを反映して計算されます。）。
ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、国内資産や外国資産等の値動きは、一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映されることとなりますので、ご注意ください。
例えば、国内債券市場の本日の値動きが組入投資信託証券の基準価額に反映されるのは当該日であり、翌営業日にファンドの基準価額に反映されます（外国の有価証券に関する日本と同日付の現地での値動きが組入投資信託証券の基準価額に反映されるのは、時差の関係等から当該日の翌営業日となり、翌々営業日にファンドの基準価額に反映されます。）。
なお、買付および換金の申込の場合の約定価額の基準日については、通常の投資信託に用いる約定価額の基準日より1営業日後にずらすことによって、一般的な投資信託と実質的に同様の市場価格を反映する基準日となるよう調整しております。



ファンドは、投資信託証券への投資を通じて公社債など値動きのある証券に実質的に投資します（また、投資信託証券への投資を通じて外貨建資産に実質的に投資を行なう場合には、この他に為替変動があります。）ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

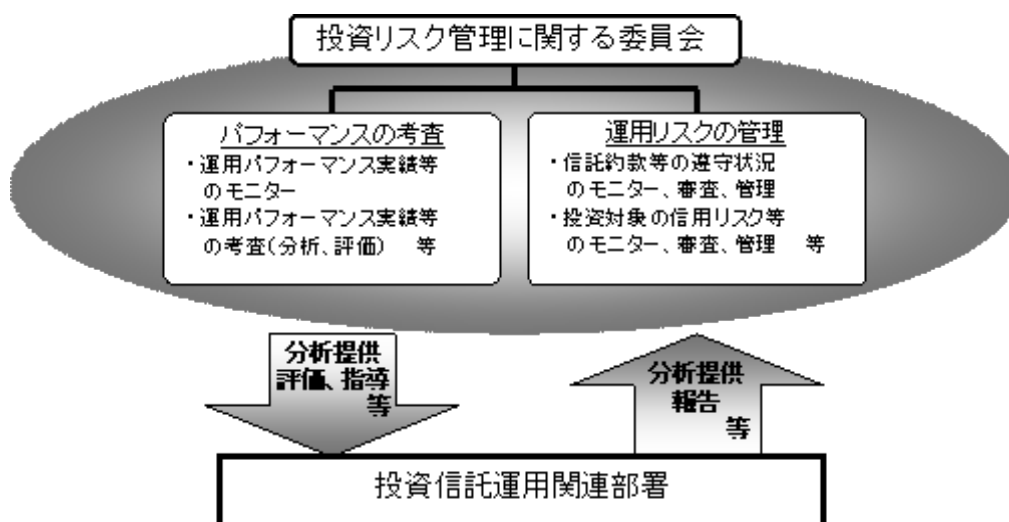
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は平成22年4月9日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の28.35(税抜年10,000分の27)の率を乗じて得た額とし、その配分については、次の通り(税抜)とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年10,000分の22	年10,000分の3	年10,000分の2

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

また、投資顧問会社(NFR&T)が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から毎年1月および7月における信託報酬支払いのときならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、「Aコース」および「Bコース」の信託財産の平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)の合計額に、年0.12%の率を乗じて得た額とします。

なお、この他に各ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

(参考)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬

指定投資信託証券の名称	信託報酬率（年率）
ノムラ海外債券ファンドFC/FD	0.3885%（税抜0.37%）
ノムラーモンドリアン海外債券ファンドFC/FD	0.7875%（税抜0.75%）以内
ノムラブラックロック米国債券オープンFC/FD	0.42%（税抜0.40%）
ノムラーインサイト欧州債券ファンドFC/FD	0.4725%（税抜0.45%）
ノムラーAMP豪州債券ファンドFC/FD	0.5775%（税抜0.55%）
野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC/FD	0.2625%（税抜0.25%）
ドイチェ欧州債券ファンドFC/FD	0.42%（税抜0.40%）
LM・米国債券コア・プラスFC/FD	0.4935%（税抜0.47%）
ステート・ストリート米国総合債券 カレンシー・アルファ・ファンドFC/FD	0.2625%（税抜0.25%）
ステート・ストリート欧州総合債券 カレンシー・アルファ・ファンドFC/FD	0.2625%（税抜0.25%）
TCW 米国債券ファンド FC/FD	0.3465%（税抜0.33%）
アイエヌジー・欧州債券ファンドFC/FD	0.42%（税抜0.40%）
メロン米国コア・プラス債券ファンドFC/FD	0.43575%（税抜0.415%）
ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ （ケイマン）ー海外債券ファンド FC/FD	0.3675%以内＋成功報酬

上記の信託報酬率は、平成22年4月9日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

国内籍投資信託の場合、上記の他、監査費用等の費用も別途かかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては上記の他、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合が

あります。

なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「（参考）指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（成功報酬を除く）を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率（成功報酬を除く）について、NFR&Tが試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値
0.70%±0.15%程度

※ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものがあり、これらの投資信託については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。成功報酬を含む信託報酬等の詳細は「（参考）指定投資信託証券について」をご覧ください。

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成22年4月9日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

(4)【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。
- ④ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

平成23年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴

収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

〔譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について〕

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

◆法人の投資家に対する課税

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

〔個人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の差益[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

〔法人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

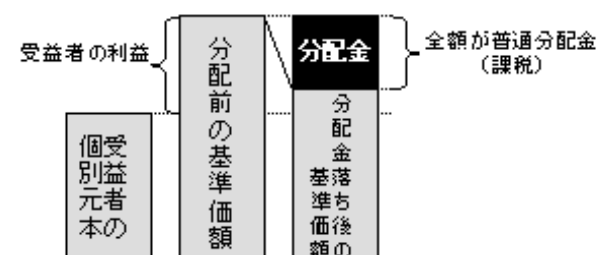
◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

(ご参考)

《お客様に直接ご負担いただく費用・税金》

時期	項目	費用	税金
換金時 (解約請求制)	信託財産留保額	1万口につき 基準価額に対して0.1%	-----

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	-----	普通分配金×10% ^{※1}
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税	-----	換金時の差益（譲渡益） ^{※2} に 対して10% ^{※1}
償還時	所得税および地方税	-----	償還時の差益（譲渡益） ^{※2} に 対して10% ^{※1}

※1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。

※2 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

※税法が改正された場合などには、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成22年2月26日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

「Aコース」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	3,083,058,728	91.83
	ケイマン	250,539,268	7.46
	小計	3,333,597,996	99.30
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	23,471,187	0.69
合計(純資産総額)		3,357,069,183	100.00

「Bコース」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	20,548,237,128	91.79
	ケイマン	1,691,568,935	7.55
	小計	22,239,806,063	99.35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	144,261,015	0.64
合計(純資産総額)		22,384,067,078	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

「Aコース」

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	ノムラーインサイト欧州債券ファンドFC (適格機関投資家専用)	51,147	10,785	551,620,904	10,845	554,689,215	16.52
2	日本	投資信託受益証券	ノムラーモンドリアン海外債券ファンドFC (適格機関投資家専用)	43,729	10,299	450,408,262	10,324	451,458,196	13.44
3	日本	投資信託受益証券	メロン米国コア・プラス債券ファンドFC (適格機関投資家専用)	35,742	10,580	378,150,360	10,634	380,080,428	11.32
4	日本	投資信託受益証券	ノムラ海外債券ファンドFC (適格機関投資家専用)	36,470	10,018	365,360,395	10,080	367,617,600	10.95
5	日本	投資信託受益証券	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・ アルファ・ファンドFC (適格機関投資家専用)	33,955	10,373	352,215,215	10,423	353,912,965	10.54

6	日本	投資信託受益証券	TCW 米国債券ファンド FC (適格機関投資家専用)	28,131	9,789	275,374,379	9,826	276,415,206	8.23
7	ケイマン	投資信託受益証券	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ (ケイマン) - 海外債券ファンド FC	25,228	9,793	247,060,558	9,931	250,539,268	7.46
8	日本	投資信託受益証券	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・ アルファ・ファンド FC (適格機関投資家専用)	20,500	10,450	214,225,337	10,504	215,332,000	6.41
9	日本	投資信託受益証券	ドイチェ欧州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)	21,604	8,730	188,622,484	8,781	189,704,724	5.65
10	日本	投資信託受益証券	アイエヌジー・欧州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)	15,478	7,923	122,647,650	7,961	123,220,358	3.67
11	日本	投資信託受益証券	ノムラブラックロック米国債券オープン FC (適格機関投資家専用)	11,369	9,509	108,107,821	9,555	108,630,795	3.23
12	日本	投資信託受益証券	アクサIM 欧州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)	2,988	8,309	24,827,292	8,361	24,982,668	0.74
13	日本	投資信託受益証券	LM・米国債券コア・プラス FC (適格機関投資家専用)	2,607	8,214	21,413,898	8,252	21,512,964	0.64
14	日本	投資信託受益証券	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド FC (適格機関投資家専用)	1,021	9,832	10,038,472	9,843	10,049,703	0.29
15	日本	投資信託受益証券	ノムラAMP豪州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)	391	8,759	3,425,142	8,774	3,430,634	0.10

16	日本	投資信託受益証券	野村豪州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）	223	9,052	2,018,596	9,064	2,021,272	0.06
----	----	----------	-------------------------	-----	-------	-----------	-------	-----------	------

「Bコース」

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	ノムラーインサイト欧州債券ファンドFD (適格機関投資家専用)	437,681	8,406	3,679,146,486	8,328	3,645,007,368	16.28
2	日本	投資信託受益証券	ノムラーモンドリアン海外債券ファンドFD (適格機関投資家専用)	316,049	9,668	3,055,561,732	9,532	3,012,579,068	13.45
3	日本	投資信託受益証券	メロン米国コア・プラス債券ファンドFD (適格機関投資家専用)	305,465	8,537	2,607,754,705	8,432	2,575,680,880	11.50
4	日本	投資信託受益証券	ノムラ海外債券ファンドFD (適格機関投資家専用)	264,429	9,366	2,476,647,790	9,269	2,450,992,401	10.94
5	日本	投資信託受益証券	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）	242,408	10,014	2,427,473,712	9,886	2,396,445,488	10.70
6	日本	投資信託受益証券	TCW 米国債券ファンドFD (適格機関投資家専用)	204,889	9,296	1,904,648,144	9,169	1,878,627,241	8.39
7	ケイマン	投資信託受益証券	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ (ケイマン)－海外債券ファンドFD	179,935	9,389	1,689,409,715	9,401	1,691,568,935	7.55

8	日本	投資信託受益証券	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・ アルファ・ファン ドFD（適格機関投資家専用）	140,400	10,177	1,428,850,800	10,073	1,414,249,200	6.31
9	日本	投資信託受益証券	ドイチェ欧州債券 ファンドFD （適格機関投資家専用）	151,130	8,186	1,237,232,749	8,107	1,225,210,910	5.47
10	日本	投資信託受益証券	アイエヌジー・欧州債券ファンドFD （適格機関投資家専用）	104,276	7,696	802,515,022	7,620	794,583,120	3.54
11	日本	投資信託受益証券	ノムラーブラック ロック米国債券 オープンFD （適格機関投資家専用）	92,398	8,095	747,961,810	7,997	738,906,806	3.30
12	日本	投資信託受益証券	LM・米国債券コア・プラスFD （適格機関投資家専用）	27,446	6,359	174,529,114	6,277	172,278,542	0.76
13	日本	投資信託受益証券	アクサIM 欧州債券 ファンドFD （適格機関投資家専用）	19,713	8,067	159,024,771	7,989	157,487,157	0.70
14	日本	投資信託受益証券	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ ファンドFD （適格機関投資家専用）	3,960	13,858	54,877,680	13,657	54,081,720	0.24
15	日本	投資信託受益証券	ノムラーAMP豪州 債券ファンドFD （適格機関投資家専用）	2,637	8,416	22,192,992	8,295	21,873,915	0.09
16	日本	投資信託受益証券	野村豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）	1,184	8,763	10,375,392	8,643	10,233,312	0.04

種類別及び業種別投資比率

「Aコース」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	99.30
合計		99.30

「Bコース」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	99.35
合計		99.35

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成22年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

「Aコース」

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)※	(分配落)	(分配付)※
第1特定期間	2006年10月4日～2007年1月22日	731	731	0.9885	0.9886
第2特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	2,374	2,374	0.9644	0.9645
第3特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	3,896	3,897	0.9829	0.9832
第4特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	3,677	3,683	0.9247	0.9263
第5特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	2,987	2,994	0.9042	0.9064
第6特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	2,992	3,000	0.9118	0.9143
第7特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	3,377	3,387	0.9439	0.9465
	2009年2月末日	2,844	—	0.8883	—
	3月末日	2,748	—	0.8841	—
	4月末日	2,762	—	0.8949	—
	5月末日	2,818	—	0.8940	—
	6月末日	2,924	—	0.9062	—
	7月末日	3,012	—	0.9188	—
	8月末日	3,245	—	0.9327	—
	9月末日	3,313	—	0.9414	—
	10月末日	3,356	—	0.9419	—
	11月末日	3,365	—	0.9474	—
	12月末日	3,303	—	0.9342	—
	2010年1月末日	3,370	—	0.9434	—
	2月末日	3,357	—	0.9435	—

※特定期間末日における分配付の純資産及び単価を表示しております。

「Bコース」

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)※	(分配落)	(分配付)※
第1特定期間	2006年10月4日～2007年1月22日	4,132	4,147	1.0404	1.0442
第2特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	21,048	21,130	1.0478	1.0519
第3特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	31,900	32,050	0.9566	0.9611
第4特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	34,709	34,851	0.9302	0.9340
第5特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	24,854	24,956	0.7082	0.7111
第6特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	24,820	24,902	0.7594	0.7619
第7特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	24,169	24,241	0.7706	0.7729
	2009年2月末日	25,048	—	0.7301	—
	3月末日	24,827	—	0.7437	—
	4月末日	24,084	—	0.7376	—
	5月末日	24,616	—	0.7537	—
	6月末日	24,973	—	0.7652	—
	7月末日	25,283	—	0.7761	—
	8月末日	25,807	—	0.7829	—
	9月末日	25,050	—	0.7645	—
	10月末日	25,149	—	0.7718	—
	11月末日	23,997	—	0.7476	—
	12月末日	24,297	—	0.7676	—
	2010年1月末日	23,538	—	0.7560	—
	2月末日	22,384	—	0.7441	—

※特定期間末日における分配付の純資産及び単価を表示しております。

②【分配の推移】

「Aコース」

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2006年10月4日～2007年1月22日	0.0001 円
第2特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	0.0006 円
第3特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	0.0016 円
第4特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	0.0077 円
第5特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	0.0095 円
第6特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	0.0160 円
第7特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	0.0156 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

「Bコース」

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2006年10月4日～2007年1月22日	0.0038 円
第2特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	0.0242 円
第3特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	0.0259 円
第4特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	0.0226 円
第5特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	0.0210 円
第6特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	0.0160 円
第7特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	0.0146 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

「Aコース」

特定期間	計算期間	収益率
第1特定期間	2006年10月4日～2007年1月22日	△1.1 %
第2特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	△2.4 %
第3特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	2.1 %
第4特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	△5.1 %
第5特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	△1.2 %
第6特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	2.6 %
第7特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	5.2 %

「Bコース」

特定期間	計算期間	収益率
第1特定期間	2006年10月4日～2007年1月22日	4.4 %
第2特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	3.0 %
第3特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	△6.2 %
第4特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	△0.4 %
第5特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	△21.6 %
第6特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	9.5 %
第7特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	3.4 %

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年10月4日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

第2【手続等】

1 【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、取得の申込みができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1円以上1円単位とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

<申込手数料>

ありません。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな

記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものが当日のお申込み分となります。ただし、1日1件5億円を超える解約請求のお申込みについては、上記時間を午前11時(半日営業日の場合は午前9時30分)までとします。

また、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、受益権の一部解約の実行の請求の受付けを行いません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

手取り額は、解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額から、(i)信託財産留保額※(1万口につき基準価額の0.1%)、および(ii)所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(1万口につき基準価額に0.1%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、この他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請

求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法[※]により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします(平成18年10月4日設定)。

（4）【計算期間】

原則として、毎月21日から翌月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間は、下記「（5）その他 (a)ファンドの繰上償還条項 等」による解約の日までとします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により、各ファンドにつき受益権の口数が50億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

- （i）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ii）上記（i）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （iii）上記（ii）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記（a）の信託契約の解約をしません。
- （iv）委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （v）上記（ii）から（iv）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ii）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- （vi）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- （vii）委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「（e）信託約款の変更（iv）」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- （viii）受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（c）運用報告書

委託者は、毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

（d）有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年1月、7月の決算日を基準に作成し、3ヶ月

以内に関東財務局長に提出します。

(e)信託約款の変更

- (i) 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。
- (v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(f)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(e)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(h)関係法人との契約の更新に関する手續

- (i) 委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- (ii) 委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を1口単位で換金できます。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

第4 【ファンドの経理状況】

野村ファンドラップ外国債券 Aコース

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期(平成21年1月21日から平成21年7月21日まで)および当期(平成21年7月22日から平成22年1月20日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前期(平成21年1月21日から平成21年7月21日まで)および当期(平成21年7月22日から平成22年1月20日まで)については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成21年1月21日から平成21年7月21日まで)および当期(平成21年7月22日から平成22年1月20日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 ノムラ海外債券ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ海外債券ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界の公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラ海外債券ファンドFC（「FC」といいます。）はパークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、ノムラ海外債券ファンドFD（「FD」といいます。）はパークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）」は、「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）」は、「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス」をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラ海外債券ファンドマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシー [※]

※ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をノムラ・アセット・マネジメントU.S.A.インクに代行させます。

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.3885%（税抜年0.37%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界の公社債（国債、政府保証債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債、モーゲージ証券等）を、実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、投資時点においてBBB-格相当以上の格付（投資適格格付）を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債を組入れることを基本とします。
- ②ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマーク±2年程度の範囲内に維持することを基本とします。
- ③ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。
- ④マザーファンドにおける外貨のエクスポージャーの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、ロング・ポジションとショート・ポジションを構築します。
- ⑤FCの実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマーク[※]の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
※マザーファンドのベンチマークは、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）です。
- ⑥マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドおよびノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- ⑦資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

2 ノムラーモンドリアン海外債券ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーモンドリアン海外債券ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界先進主要国の公社債に実質的に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長とインカムゲインの確保を目標に運用を行なうことを基本とします。

ノムラーモンドリアン海外債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、ノムラーモンドリアン海外債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ヘッジベース）」は、「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）」は、「パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス」をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは「ノムラーモンドリアン海外債券ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7875%（税抜年0.75%）以内の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界先進主要国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①公社債への投資にあたっては、独自のモデルを活用した定量分析及び定性判断等に基づいて、国別配分、通貨配分、銘柄選択等を行ないポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

②マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

③FCの実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマーク[※]の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

[※]マザーファンドのベンチマークは、パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）です。

④モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④株式への直接投資は行ないません。株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するもの、または転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行います。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

3 ノムラーブラックロック米国債券オープンFC／FD（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーブラックロック米国債券オープンマザーファンドへの投資を通じて、主として米国ドル建ての公社債に実質的に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

ノムラーブラックロック米国債券オープンFC（「FC」といいます。）は、当面、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、ノムラーブラックロック米国債券オープンFD（「FD」といいます。）は、当面、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）を委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）を委託者が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラーブラックロック米国債券オープンマザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（平成16年7月28日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.42%（税抜年0.40%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米国ドル建の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①公社債への投資にあたっては、主として、(i) 米国の国債（政府機関債を含む。以下同じ。）（以下「米国国債」といいます。）、(ii) 会社およびその他の発行体によって発行された債券（以下「社債」といいます。）および(iii) アセット・バック証券の、3つのセクターの証券に配分し、信用格付の高い証券を中心に投資することを基本とします。
- ②ファンドは、米国国債、社債およびアセット・バック証券の、3つのセクターの証券を、バランス良く配分したポートフォリオを維持することを基本とします。ただし、その投資割合は、市況動向、市場環境および他の要因を勘案して、適宜、機動的に変更します。なお、市況動向等を勘案し、米国国債、社債またはアセット・バック証券のいずれかにその資産の100%を上限として投資する場合があります。
- ③ファンドの投資戦略および意思決定プロセスにおいては、以下の点に主として重点をおきます。
 - (i) 相対価値に基づくセクター・ローテーションおよび銘柄の選択
 - (ii) デュレーション管理
 - (iii) 個別銘柄およびポートフォリオのバリュエーションに関する厳密な定量分析
 - (iv) 徹底した信用分析
- ④米国国債への投資に関しては、主として、米国の政府および政府機関によって発行または、元本および利息の支払いが保証されている債券に投資します。
- ⑤社債投資に関しては、分散ポートフォリオを構築・維持することを基本とし、投資機会の獲得と投資リスクの最小化を行なうためにクレジット調査・分析を含む専門的投資技術・知識を活用することを基本とします。
- ⑥アセット・バック証券への投資に関しては、分散ポートフォリオを構築・維持することを基本とします。アセット・バック証券のセクター配分および個別銘柄の選択にあたっては、各セクターや個別銘柄のリターンおよびリスク特性の分析に基づき行なうことを基本とし、適宜機動的に変更します。
- ⑦ファンド全体のデュレーションは、通常、米国債券の市場指標のデュレーションを中心としてその±20%の変動幅の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。
- ⑧投資する証券は、主として、投資適格格付が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとし、ただし、信託財産の純資産総額の10%を限度として原則としてB格相当以上の投資適格格付未満の証券へ投資できるものとします。

⑨投資する外貨建資産は、主として米国ドル建の公社債等とし、米国ドル建以外の外貨建資産の実質投資割合は信託財産の純資産総額の原則として10%以内とします。

FCの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドにおいては、外貨建資産のうち、米国ドル建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。米国ドル建以外の外貨建資産については、当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行なうことと同等の効果が得られる為替予約を行なうことができます。

⑩ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクに、マザーファンドの海外の公社債等（短期金融商品を含む）の運用の指図に関する権限を委託します。

⑪資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

②為替予約の利用はヘッジ目的に限定しません。

③デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

④株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑤投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行います。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。

4 ノムラーインサイト欧州債券ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーインサイト欧州債券 マザーファンドへの投資を通じて、主として汎欧州通貨建ての公社債に実質的に投資を行ない、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

ノムラーインサイト欧州債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、ノムラーインサイト欧州債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）」は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）」は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは「ノムラーインサイト欧州債券 マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成20年4月10日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド※

※インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をThe Northern Trust Companyに代行させます。

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.4725%（税抜年0.45%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

汎欧州通貨建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①公社債への投資にあたっては、投資環境分析および定量分析等に基づき、国別配分、セクター配分および銘柄選択を行ない、ポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。
- ②マザーファンドにおいて、投資する公社債は、原則として、投資時点において、投資適格格付（BBB格相当以上の格付）を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債とします。ただし、BBB-相当未満B-相当以上の格付を有する公社債（同等の信用度を有すると判断される公社債を含みます。）については、取得時において信託財産の純資産総額の10%を限度として投資することができます。なお、C格相当以下の格付が付与されている公社債には投資しません。
- ③マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。
- ④FCの実質組入外貨建資産については、原則として現地通貨による為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑤インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド（Insight Investment Management (Global) Limited）にマザーファンドの海外の公社債等（含む金融商品等）の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行います。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

5 ノムラーAMP豪州債券ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーAMP豪州債券ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主としてオーストラリアドル建ての公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラーAMP豪州債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、UBS オーストラリア債券インデックス（円ヘッジベース）※¹をベンチマークとします。また、ノムラーAMP豪州債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、UBS オーストラリア債券インデックス（円換算ベース）※²をベンチマークとします。

※1 「UBSオーストラリア債券インデックス（円ヘッジベース）」は、UBS Australian All Maturities Composite Bond Index（オーストラリアドルベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「UBSオーストラリア債券インデックス（円換算ベース）」は、UBS Australian All Maturities Composite Bond Index（オーストラリアドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラーAMP豪州債券ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成18年9月14日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド※

※AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をBNP Paribas Fund Services Australasia Pty Limitedに代行させます。

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.5775%（税抜年0.55%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

オーストラリアドル建ての公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債等）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①投資する公社債については、ファンド全体の加重平均格付をA-格相当以上とすることを基本とします。なお、BB+格相当以下の格付が付与されている債券（格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）に投資する場合があります。
- ②モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債および優先証券等を実質的に投資を行なう場合があります。
- ③公社債への投資にあたっては、ポートフォリオの効率的なリスク配分（＝リスク・バジェットिंग）を決定し、付加価値の源泉の分散を図り、マクロ経済分析および個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、イールドカーブ戦略、セクター配分（種別の配分）、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。
- ④ファンド全体のデュレーションは、通常、豪州債券の市場全体のデュレーションを中心として±1.5年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。
- ⑤マザーファンドにおいては、オーストラリアドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。オーストラリアドル建て以外の外貨建資産に投資を行なった場合は、当該資産について、原則としてオーストラリアドルに為替ヘッジを行ないます。
- ⑥FCの実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑦AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等（含む短期金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑧資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④株式への実質的な投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

⑤投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（4）収益分配方針

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行います。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

6 野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主として豪ドル建ての公社債に実質的に投資を行なうとともに、世界各国通貨の為替予約取引等を実質的な主要取引対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円ヘッジベース）」は、パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）」は、パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（現地通貨ベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは「野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成20年10月9日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%（税抜年0.25%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

豪ドル建ての公社債（国債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債等）を実質的な主要投資対象とします。
また、世界各国通貨の為替予約取引等を実質的な主要取引対象とします。

(2) 投資態度

- ①豪ドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とし、豪州債券の市場全体の中長期的な動きを概ね捉えることを目指して現物ポートフォリオを構築しつつ、世界各国（先進国を中心としますが、それに限りません。）通貨の為替予約取引等の積極的な活用により、豪州債券市場の全体の投資収益に対する超過収益の獲得を目指します。
- ②モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債および優先証券等に投資を行なう場合があります。
- ③ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために、債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。
- ④マザーファンドにおいては、マクロ経済等のファンダメンタルズ分析による世界各国通貨の投資環境判断に基づき、有望な投資機会があると判断した市場について、為替リスク・ポジションを調整し、積極的に投資することを基本とします。
- ⑤マザーファンドにおける為替リスク・ポジションの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、世界各国のロング・ポジションとショート・ポジションを活用します。
- ⑥マザーファンドにおける短期的な戦略にもとづく為替リスク・ポジションの調整には、為替予約取引等の短期売買を積極的行なうことがあります。
- ⑦FCの実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑧ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド（NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED）にマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の一部を委託します。

⑨資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

④株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑦投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行います。

ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

7 ドイチェ欧州債券ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるドイチェ欧州債券マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州諸国の現地通貨建債券に実質的に投資を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうことを基本とします。

ドイチェ欧州債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、当面、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ベース ヘッジ付き）※をベンチマークとします。

ドイチェ欧州債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、当面、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ベース ヘッジなし）※をベンチマークとします。

各ファンドは、「ドイチェ欧州債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接債券に投資する場合があります。

※パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表を行うインデックスであり、汎欧州通貨建投資適格債券市場のパフォーマンスを表わします。当該インデックスに関する知的財産権及びその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

（B）信託期間

無期限（平成16年7月28日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
FCおよびマザーファンドの投資顧問会社	ドイチェ・アセット・マネジメント・インターナショナルGmbH

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.42%（税抜年0.40%）の率を乗じて得た額とします。なお、FCおよびマザーファンドの各投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

欧州諸国の現地通貨建債券を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。

②公社債への投資は、原則としてB格相当以上の債券とします。

③FCの実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

FDの実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

④ドイチェ・アセット・マネジメント・インターナショナルGmbHに、FCの為替ヘッジに関する運用指図並びにマザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。

⑤資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(4) 収益分配方針

収益分配額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

8 LM・米国債券コア・プラスFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるLM・米国債券コア・プラス・マザーファンドへの投資を通じて、主として幅広いセクターの米国ドル建ての公社債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

LM・米国債券コア・プラスFC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、LM・米国債券コア・プラスFD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※ パークレイズ・キャピタル米国総合インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、米ドル建て投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

※1 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）を、ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米国ドルベース）を委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「LM・米国債券コア・プラス・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成18年4月13日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.4935%（税抜年0.47%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。上記のほか、ファンドの組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

米国ドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①米国ドル建ての高格付の公社債（モーゲージ証券及び資産担保証券を含みます。）及び米国のハイ・イールド社債またはエマージング・マーケット債に分散投資を行います。
- ②原則として信託財産の純資産総額の70%以上を、スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社、フィッチ・レーティングス社のうち1社以上の格付機関から投資適格（BBB－またはBaa3以上）以上の格付を付与された公社債に投資します。組入れ公社債の格下げにより投資適格債の組入比率が信託財産の純資産総額の70%を下回った場合には、投資適格未満の格付けを付与された公社債への追加投資は行いません。
- ③ポートフォリオ全体の加重平均デュレーションは、ベンチマークの加重平均デュレーションを基準として、デュレーション戦略に基づき一定の範囲内で機動的に変動させます。
- ④長期的観点に基づくバリュエーション（債券価値）志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、信託財産の成長を目指します。
- ⑤米国ドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の20%以内とします。

FCの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドにおいては、外貨建資産のうち、米国ドル建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。米国ドル建て以外の外貨建資産については、当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行うことと同等の効果が得られる為替予約を行うことができます。
- ⑥債券及び金利等の派生商品を効率的運用のため使用します。
- ⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑧運用の指図に関する権限のうち、米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）の運用の指図に関する権限をウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニーに、米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等（派生商品を含みます。）及び外国為替の運用の指図に関する権限をウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。

(3) 主な投資制限

- ①株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ②投資信託証券（親投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④為替予約の利用及びデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

（4）収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。但し、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合もあります。

9 ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンドへの投資を通じて、主として米国の国債、政府機関債等に実質的に投資を行ない、ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index, 円ヘッジベース）の動きを概ね捉えつつ、

また、ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index, 円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング／ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

FCは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index, 円ヘッジベース）をベンチマークとします。また、FDは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index, 円ベース）をベンチマークとします。

各ファンドは、「ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（平成20年10月9日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%（税抜0.25%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米国の国債、政府機関債等および短期金融資産を実質的な主要投資対象とします。加えて、各国為替取引等を実質的な主要取引対象とします。

(2) 投資態度

- ①マザーファンドにおいては、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング／ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。
- ②FCにおける外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産について、マザーファンドの通貨配分の如何にかかわらず、原則としてパークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行います。FDにおける外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーにマザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部を委託します。
- ④大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①米国の国債、政府機関債等への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥デリバティブ取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑦外国為替予約取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

10 ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州各国の国債、政府機関債等に実質的に投資を行ない、ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital

Pan-European Aggregate Bond Index、円ヘッジベース）の

動きを概ね捉えつつ、また、ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング／ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

FCは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ヘッジベース）をベンチマークとします。また、FDは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース）をベンチマークとします。

各ファンドは、「ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成20年10月9日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%（税抜0.25%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

欧州各国の国債、政府機関債等および短期金融資産を実質的な主要投資対象とします。加えて、各国為替取引等を実質的な主要取引対象とします。

(2) 投資態度

- ①マザーファンドにおいては、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index, 円ベース）の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター（要因）に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング／ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。
- ②FCにおける外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、マザーファンドの通貨配分の如何にかかわらず、原則としてパークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index, 円ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行います。FDにおける外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッドにマザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部を委託します。
- ④大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①欧州各国の国債、政府機関債等への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥デリバティブ取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑦外国為替予約取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

11 TCW 米国債券ファンド FC／FD （適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるTCW 米国債券マザーファンド受益証券への投資を通して、主として米国ドル建の国債、社債、モーゲージ担保証券等に実質的に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目標として運用を行います。

TCW 米国債券ファンドFC（以下「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、TCW 米国債券ファンドFD（以下「FD」といいます。）はパークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1米ドルベースの指数をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2米ドルベースの指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「TCW 米国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、米国ドル建の国債、政府機関債、社債、モーゲージ担保証券等に直接投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成21年4月9日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	TCW アセットマネジメントカンパニー

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.3465%（税抜年0.33%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬のうち委託会社が受け取る報酬分から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を投資信託財産から支払います。

（E）投資方針等

(1) 投資対象

米国ドル建の国債、政府機関債、社債、モーゲージ担保証券等を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①投資に当たっては、主として、（i）米国国債（政府機関債を含む）、（i i）社債および（i i i）モーゲージ担保証券の3つのセクターに分散投資を行い、トップダウンによるセクター配分および各セクターにおける銘柄選択により、ベンチマークを中長期的に上回る投資成果をめざします。
- ②セクター配分については、各セクターのバリュエーションおよびファンダメンタルズ分析等に基づいて、機動的な配分を行います。銘柄選択については、各セクターの運用チームがボトムアップ分析等に基づいて個別銘柄の評価を行い、ポートフォリオを構築します。
- ③主として投資適格格付（BBB格相当以上の格付）を有する債券、または同等の信用度を有すると判断される債券に投資します。ただし、投資機会に応じて、投資適格格付未満の格付けを有する債券または同等の信用度を有すると判断される債券への投資を行うことがあります。
- ④FCの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替リスクの低減を図ることをめざし、FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤TCW アセットマネジメントカンパニーに、マザーファンドの外貨建資産にかかる運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(4) 収益分配方針

収益分配額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行います。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

12 アイエヌジー・欧州債券ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるアイエヌジー・欧州債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として欧州の債券に実質的に投資を行い、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

アイエヌジー・欧州債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円ヘッジベース）をベンチマークとします。

アイエヌジー・欧州債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

各ファンドは、「アイエヌジー・欧州債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

（B）信託期間

無期限（平成17年10月13日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アイエヌジー投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	アイエヌジー・アセット・マネジメントB.V.

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し、年0.42%（税抜年0.40%）の率を乗じて得た金額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

（E）投資方針等

（1）投資対象

欧州の債券を実質的な主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ①アイエヌジー・欧州債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、債券等に直接投資する場合があります。
- ②実質的に投資する債券のポートフォリオの平均格付をBBB格以上に保ちます。
- ③実質的に投資する債券の最低格付はCCC一格とします。

④マザーファンドの外貨建資産については為替ヘッジを行いません。

FCコースの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。為替ヘッ

ジは、代表的なヨーロッパ債券インデックス[※]の通貨配分と同程度として行います。

※代表的なヨーロッパ債券インデックスは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックスとします。

FDコースの実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

⑤債券の運用プロセスは、

(1) ファンダメンタル分析ならびにクオンツ手法による市場分析

(2) デュレーション、通貨配分、イールドカーブ・ポジショニング、クレジット他、各エクスポージャーのポジショニング
の決定

(3) モデルポートフォリオの構築とコントロール

(4) 当ファンドのポートフォリオの構築とリスクコントロール

の4つのステップで行います。

⑥資金動向、市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

②株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

③投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないま
す。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

13 メロン米国コア・プラス債券ファンドFC／FD（適格機関投資家専用）

（A）ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるメロン米国コア・プラス債券マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての公社債、国際機関債、資産担保証券（ABS、MBS等）などの債券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行うことを基本とします。

メロン米国コア・プラス債券ファンドFC（以下、「FC」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス

（円ヘッジベース）^{※1}をベンチマークとします。また、メロン米国コア・プラス債券ファンドFD（以下、「FD」といいます。）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円ヘッジベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米ドルベース）を委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（円換算ベース）は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（米ドルベース）を委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

（B）信託期間

無期限（平成19年10月11日設定）

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
FCおよびマザーファンドの投資顧問会社	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー

（D）管理報酬等

信託報酬の総額は、純資産総額に年0.43575%（税抜0.415%）の率を乗じて得た額とします。

なお、投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託財産中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ファンドにかかる監査費用等をファンドから支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米ドル建ての公社債、国際機関債および資産担保証券（ABS、MBS等）などを実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主として米ドル建ての公社債、国際機関債および資産担保証券（ABS、MBS等）などに実質的に投資します。債券種別や業種毎の投資配分は、経済状況や市場動向を総合的に勘案して、機動的に変更します。
- ②債券種類毎のアナリストおよびポートフォリオマネジャーによる定性的なボトムアップ分析により銘柄の評価や景気動向の予測を行うとともに、定量モデルによる割安割高分析や金利動向分析等を組み合わせて、最終的ポートフォリオを構築します。
- ③主として投資適格債（BBB-ないしBaa3以上）に投資します。また、個別銘柄の格付けには制限を設けず、投資機会に応じて、信用格付けの低い銘柄あるいは無格付けの銘柄への投資を行うことがあります。
- ④投資対象国や発行体の所在国には制限を設けず、また投資対象通貨にも制限を設けません。ただし、マザーファンドにおける米ドル以外の資産の時価総額は、原則としてマザーファンド純資産総額の±20%以下とします。通貨運用においても機動的なポジション造成を行い投資収益の向上を目指します。
- ⑤投資集中による信用リスクや価格変動リスクが過度に高まらない様に配慮し、マザーファンドにおいて、国債および政府機関債を除き、一発行体当たりの投資上限は5%までとし、一業種（金融業を除く）当たりの投資上限は25%までとします。
- ⑥現物債への投資に加えて、デリバティブをヘッジ目的に限定せず、ポジション造成に活用し、投資収益の向上に努めます。
- ⑦FCの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑧スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに、マザーファンドの運用の指図ならびにFCにおける実質外貨建資産の為替ヘッジにかかる指図に関する権限を委託します。
- ⑨市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④為替予約の利用およびデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

(4) 収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合があります。

14 ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン） ― 海外債券ファンド FC/FD

（A）ファンドの特色

ファンドは、世界に分散した債券ポートフォリオへ投資することにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指して運用を行います。

ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン)―海外債券ファンドFC（「FC」といいます。）は、バークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックスの円ヘッジ指数をベンチマークとします。ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン)―海外債券ファンドFD（「FD」といいます。）は、バークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックスの円換算指数をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

（B）信託期間

ファンド設定日（2009年4月9日）から約149年間

（C）ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
受託会社、管理事務代行会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

（D）管理報酬等

（1）投資顧問報酬および成功報酬

投資顧問会社は、投資顧問報酬として1年の日々のファンドの純資産総額の平均額の実質年率0.30%の金額を、ファンドから一年毎、ファンド決算日に受領します。

投資顧問会社は、成功報酬として、以下に規定する金額をファンドから年一回受領します。

・成功報酬はファンドの各会計年度（1月1日から12月31日）における成功報酬控除前基準価額（分配金込み）の収益率が、同期

間の指数の収益率を上回っている場合、当該超過分の20%に相当する額を成功報酬としてファンドから受領します。

・成功報酬の払い出しは、ファンドの会計年度の末日（12月31日）にのみ行われます。

・各会計年度の最終成功報酬控除前基準価額（分配金込み）、ならびに同日の指数を、翌会計年度の成功報酬計算のための
新た

な基準とします。尚、ハイウォーターマークや前年度からのパフォーマンス繰越などの方式は採用されていません。

（2）受託報酬

受託会社は受託報酬として年額1万8,000米ドルを等分し、毎月ファンドから受領します。

（3）保管報酬等

保管受託銀行は、ファンドの保管にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用は、投資対象市場及び証券、取引の頻度や量によって変動します。

管理事務代行会社は、ファンドの管理事務にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用はファンドの純資産総額に比例して変動する部分（年率0.0675%以内）と固定の部分とによって構成されます。主な固定費用としては、シェアクラス管理費用（年額60,000米ドル）、成功報酬管理費用（年額24,000米ドル）、財務諸表作成費用（年額7,500米ドル）、受益者口座管理費用（一口座当り年額500米ドル、年間最低24,000米ドル）があります。

（4）その他

①ファンドは、監査人の費用、法律関係の費用、取引費用、その他ファンドに係る費用を負担します。

②ファンドの設立に係る費用は、ファンドが負担し、1年間を超えない期間にわたり償却します。

（E）投資方針等

（1）投資対象

世界各国の発行体が発行する債券および先進諸国上場国債先物に主に投資を行います。

（2）投資態度

- ①主としてベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。なお、指数に含まれない政府・政府関連機関、国際機関の発行する債券、モーゲージ担保証券、社債、アセットバック証券、その他の債券、ならびに短期金融資産等に投資することがあります。
- ②国債先物の他、短期金利先物等、その他上場・店頭デリバティブを組み入れることがあります。
- ③ポートフォリオの投資目標の達成のために、上記のデリバティブのショート・ポジションを単独で保有することがあります。
- ④FCの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

（3）主な投資制限

- ①株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に限る。株式への実質投資割合はファンド純資産総額の5%以下とします。
- ②少なくともファンド資産総額の50%以上を社債、国債・地方政府債、モーゲージ担保証券およびその他のアセットバック証券、CPに投資します。
- ③有価証券（現物に限る）の空売りについて、空売りを行った有価証券の時価総額がファンド純資産総額を超えないものとします。
- ④資金の借入れは、合併等による一時的な場合を除き、ファンド純資産総額の10%以下とします。
- ⑤流動性の低い資産への投資は、ファンド純資産総額の15%以下とします。
- ⑥投資信託証券への投資（REIT、ETFを含む）は、ファンド純資産総額の5%以下とします。

（4）収益分配方針

受託会社が投資顧問会社と協議の上、市況動向、基準価額水準等を考慮して分配金を決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

■ベンチマークについて■

※指定投資信託証券のうち、各FCは、各インデックスの円ヘッジベースの指数（各委託会社がヘッジコストを考慮して円換算した指数を含む）を、各FDは、同円換算ベースの指数（各委託会社が日々の為替レートを乗じて円換算した指数を含む）をベンチマークとします。

※パークレイズ・キャピタル・グローバル総合（日本円除く）インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、日本円を除く世界の投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

※パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス（Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index）、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス（Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index）およびパークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、各々、米ドル建て、汎欧州通貨建て、豪ドル建ての投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

※UBSオーストラリア債券インデックス（UBS Australian All Maturities Composite Bond Index）は、UBS AGが管理・公表している、オーストラリア債券市場において発行された全ての満期固定利付き債券を対象としたインデックスです。UBSオーストラリア債券インデックスに関する一切の知的財産権その他一切の権利はUBS AGに帰属しております。

■指定投資信託証券の委託会社等について■

◆指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

野村アセットマネジメント株式会社

昭和34年（1959年）12月1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
平成9年（1997年）10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
平成12年（2000年）11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年（2003年）6月27日	委員会等設置会社へ移行

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

1985年	モルガン・グレンフェル・インターナショナルアセットマネジメント（株）設立
1987年	投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990年	ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー・モルガン・グレンフェルアセットマネジメント（株）に社名を変更
1995年	ディービー・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更 証券投資信託委託会社免許取得
1996年	ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
1999年	バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント（株）に社名を変更
2002年	チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併
2005年	ドイチェ・アセット・マネジメント（株）とドイチェ信託銀行（株）の資産運用サービス業務を統合 資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント（株）に一本化

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

平成10年（1998年）4月28日	会社設立
平成10年（1998年）6月16日	証券投資信託委託会社免許取得
平成10年（1998年）11月30日	投資顧問業登録
平成11年（1999年）6月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成11年（1999年）10月1日	スミスパーニー投資顧問株式会社と合併「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成13年（2001年）4月1日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成18年（2006年）1月1日	「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成19年（2007年）9月30日	金融商品取引業登録

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

平成10年2月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社設立
平成10年10月1日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社業務開始
平成20年7月1日	グループ会社ステート・ストリート信託銀行より資産運用部門を営業譲受 現社名ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に社名変更

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

昭和46年（1971年）11月22日	山一投資コンサルティング株式会社設立
昭和55年（1980年）1月4日	山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更

平成10年（1998年） 1月28日	ソシエテジェネラル投資顧問株式会社（現SGAMノースパシフィック（株））が主要株主となる
平成10年（1998年） 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更
平成10年（1998年）11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得
平成16年（2004年） 8月 1日	りそなアセットマネジメントと合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更
平成19年（2007年） 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う

アイエヌジー投信株式会社

平成11年9月8日	アイエヌジー投信株式会社設立
平成11年9月30日	証券投資信託委託業の認可取得、投資顧問業の登録
平成17年8月31日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成19年9月30日	金融商品取引業のみなし登録
平成21年1月5日	第一種金融商品取引業の業務開始

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

平成10年11月6日	ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立
平成10年11月30日	投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号
平成11年12月9日	投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号
平成12年1月1日	会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に変更
平成12年5月18日	証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第28号
平成13年10月1日	会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に変更
平成19年9月30日	金融商品取引業者の登録 関東財務局長（金商）第406号
平成19年11月1日	会社名をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に変更

ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド

昭和60年（1985年）6月	ステート・ストリート・キャピタル・マーケット・リミテッド設立
平成2年（1990年）2月	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッドに社名変更

1 【財務諸表】
 【野村ファンドラップ外国債券 Aコース】
 (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成21年 7月21日現在	当期 平成22年 1月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,428,970	35,109,723
投資信託受益証券	2,978,213,645	3,354,766,427
未収入金	4,093,491	6,686,989
未収利息	73	105
流動資産合計	3,006,736,179	3,396,563,244
資産合計	3,006,736,179	3,396,563,244
負債の部		
流動負債		
未払金	3,955,687	6,743,229
未払収益分配金	8,204,518	9,304,445
未払解約金	1,543,139	2,033,415
未払受託者報酬	49,381	57,439
未払委託者報酬	617,274	718,004
その他未払費用	4,928	5,736
流動負債合計	14,374,927	18,862,268
負債合計	14,374,927	18,862,268
純資産の部		
元本等		
元本	3,281,807,465	3,578,632,974
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△289,446,213	△200,931,998
（分配準備積立金）	49,368,804	68,839,260
元本等合計	2,992,361,252	3,377,700,976
純資産合計	2,992,361,252	3,377,700,976
負債純資産合計	3,006,736,179	3,396,563,244

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自平成21年 1月21日 至平成21年 7月21日	当期 自平成21年 7月22日 至平成22年 1月20日
営業収益		
受取配当金	51,098,088	84,217,343
受取利息	20,035	21,794
有価証券売買等損益	25,666,018	84,684,066
その他収益	3,036	—
営業収益合計	76,787,177	168,923,203
営業費用		
受託者報酬	298,706	345,627
委託者報酬	3,733,788	4,320,364
その他費用	29,812	34,505
営業費用合計	4,062,306	4,700,496
営業利益	72,724,871	164,222,707
経常利益	72,724,871	164,222,707
当期純利益	72,724,871	164,222,707
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△787,455	1,764,962
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△316,468,216	△289,446,213
剰余金増加額又は欠損金減少額	64,292,602	25,938,586
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	64,292,602	25,938,586
剰余金減少額又は欠損金増加額	59,884,915	44,699,170
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	59,884,915	44,699,170
分配金	50,898,010	55,182,946
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△289,446,213	△200,931,998

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期 自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日	当期 自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当該財務諸表の特定期間は期末が休日のため、平成21年1月21日から平成21年7月21日までとなっております。	当該財務諸表の特定期間は前期末が休日のため、平成21年7月22日から平成22年1月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成21年7月21日現在	当期 平成22年1月20日現在
1 特定期間の末日における受益権の総数 3,281,807,465 口	1 特定期間の末日における受益権の総数 3,578,632,974 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 289,446,213 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 200,931,998 円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9118 円 (10,000口当たり純資産額 9,118 円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9439 円 (10,000口当たり純資産額 9,439 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日	当期 自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日
1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 16,506,128 円	1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 17,007,570 円

2 分配金の計算過程

平成21年1月21日から平成21年2月20日まで

当該期末における分配対象金額143,042,309円(10,000口当たり437円)のうち、7,838,790円(10,000口当たり24円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,660,264円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	76,225,538円
分配準備積立金額	D	60,156,507円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	143,042,309円
当ファンドの期末残存口数	F	3,266,162,888口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	437円
10,000口当たり分配金額	H	24円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	7,838,790円

平成21年2月21日から平成21年3月23日まで

当該期末における分配対象金額134,919,237円(10,000口当たり433円)のうち、8,710,711円(10,000口当たり28円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,955,677円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	73,542,098円
分配準備積立金額	D	55,421,462円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	134,919,237円
当ファンドの期末残存口数	F	3,110,968,497口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	433円
10,000口当たり分配金額	H	28円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	8,710,711円

平成21年3月24日から平成21年4月20日まで

当該期末における分配対象金額131,674,248円(10,000口当たり427円)のうち、8,630,757円(10,000口当たり28円)を分配金額としております。

2 分配金の計算過程

平成21年7月22日から平成21年8月20日まで

当該期末における分配対象金額154,550,837円(10,000口当たり444円)のうち、9,033,311円(10,000口当たり26円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,080,738円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	95,030,971円
分配準備積立金額	D	48,439,128円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	154,550,837円
当ファンドの期末残存口数	F	3,474,350,710口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	444円
10,000口当たり分配金額	H	26円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	9,033,311円

平成21年8月21日から平成21年9月24日まで

当該期末における分配対象金額161,105,593円(10,000口当たり459円)のうち、9,476,655円(10,000口当たり27円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,930,738円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	97,459,234円
分配準備積立金額	D	49,715,621円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	161,105,593円
当ファンドの期末残存口数	F	3,509,872,551口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	459円
10,000口当たり分配金額	H	27円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	9,476,655円

平成21年9月25日から平成21年10月20日まで

当該期末における分配対象金額169,545,907円(10,000口当たり474円)のうち、9,655,387円(10,000口当たり27円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,561,042円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	73,769,166円
分配準備積立金額	D	51,344,040円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	131,674,248円
当ファンドの期末残存口数	F	3,082,413,407口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	427円
10,000口当たり分配金額	H	28円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	8,630,757円
平成21年4月21日から平成21年5月20日まで 当該期末における分配対象金額135,058,733円(10,000口当たり428円)のうち、9,141,881円(10,000口当たり29円)を分配金額としております。		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,927,841円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	77,584,231円
分配準備積立金額	D	48,546,661円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	135,058,733円
当ファンドの期末残存口数	F	3,152,372,923口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	428円
10,000口当たり分配金額	H	29円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	9,141,881円
平成21年5月21日から平成21年6月22日まで 当該期末における分配対象金額137,590,046円(10,000口当たり427円)のうち、8,371,353円(10,000口当たり26円)を分配金額としております。		

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,875,648円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	101,162,213円
分配準備積立金額	D	53,508,046円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	169,545,907円
当ファンドの期末残存口数	F	3,576,069,468口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	474円
10,000口当たり分配金額	H	27円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	9,655,387円
平成21年10月21日から平成21年11月20日まで 当該期末における分配対象金額172,349,234円(10,000口当たり485円)のうち、8,876,971円(10,000口当たり25円)を分配金額としております。		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,307,460円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	102,054,430円
分配準備積立金額	D	56,987,344円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	172,349,234円
当ファンドの期末残存口数	F	3,550,788,531口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	485円
10,000口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	8,876,971円
平成21年11月21日から平成21年12月21日まで 当該期末における分配対象金額176,280,751円(10,000口当たり498円)のうち、8,836,177円(10,000口当たり25円)を分配金額としております。		

項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,794,958円	費用控除後の配当等収益額	A	13,418,872円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	81,404,345円	収益調整金額	C	102,766,072円
分配準備積立金額	D	47,390,743円	分配準備積立金額	D	60,095,807円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	137,590,046円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	176,280,751円
当ファンドの期末残存口数	F	3,219,751,279口	当ファンドの期末残存口数	F	3,534,470,903口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	427円	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	498円
10,000口当たり分配金額	H	26円	10,000口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	8,371,353円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	8,836,177円
平成21年6月23日から平成21年7月21日まで 当該期末における分配対象金額143,068,418円(10,000口 当たり435円)のうち、8,204,518円(10,000口当たり25円) を分配金額としております。			平成21年12月22日から平成22年1月20日まで 当該期末における分配対象金額183,720,114円(10,000口 当たり513円)のうち、9,304,445円(10,000口当たり26円) を分配金額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,121,536円	費用控除後の配当等収益額	A	13,961,123円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	85,495,096円	収益調整金額	C	105,576,409円
分配準備積立金額	D	46,451,786円	分配準備積立金額	D	64,182,582円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	143,068,418円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	183,720,114円
当ファンドの期末残存口数	F	3,281,807,465口	当ファンドの期末残存口数	F	3,578,632,974口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	435円	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	513円
10,000口当たり分配金額	H	25円	10,000口当たり分配金額	H	26円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	8,204,518円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	9,304,445円

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日	当期 自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、同左 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日	当期 自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日
------------------------------------	------------------------------------

期首元本額	3,303,530,034 円	期首元本額	3,281,807,465 円
期中追加設定元本額	593,037,397 円	期中追加設定元本額	686,033,791 円
期中一部解約元本額	614,759,966 円	期中一部解約元本額	389,208,282 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日		当期 自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日	
	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	2,978,213,645	44,714,700	3,354,766,427	△2,051,662
合計	2,978,213,645	44,714,700	3,354,766,427	△2,051,662

3 デリバティブ取引関係

前期(自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日)

該当事項はございません。

当期(自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式（平成22年1月20日現在）

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

（平成22年1月20日現在）

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ノムラーブラックロック米国債券オープンFC （適格機関投資家専用）		107,524,530	
	野村豪州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）		2,830,920	
	ドイツ欧州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）		132,639,460	
	アイエヌジー・欧州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）		73,734,782	
	アクサIM 欧州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）		44,914,056	

	LM・米国債券コア・プラスFC（適格機関投資家専用）		21,476,466	
	ノムラーAMP豪州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）		2,995,003	
	メロン米国コア・プラス債券ファンドFC（適格機関投資家専用）		378,159,816	
	ノムラーインサイト欧州債券ファンドFC（適格機関投資家専用）		561,729,574	
	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC （適格機関投資家専用）		333,804,906	
	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFC （適格機関投資家専用）		371,932,412	
	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFC（適格機関投資家専用）		15,957,564	
	TCW 米国債券ファンド FC（適格機関投資家専用）		275,464,852	
	ノムラ海外債券ファンドFC（適格機関投資家専用）		346,192,814	
	ノムラーモンドリアン海外債券ファンドFC （適格機関投資家専用）		440,897,380	
	ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン）－ 海外債券ファンド FC		244,511,892	
投資信託受益証券計	銘柄数：16		3,354,766,427	
	組入時価比率：99.3%		100%	
合計			3,354,766,427	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

野村ファンドラップ外国債券 Bコース

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。))ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。))に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期(平成21年1月21日から平成21年7月21日まで)および当期(平成21年7月22日から平成22年1月20日まで)については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前期(平成21年1月21日から平成21年7月21日まで)および当期(平成21年7月22日から平成22年1月20日まで)については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成21年1月21日から平成21年7月21日まで)および当期(平成21年7月22日から平成22年1月20日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【野村ファンドラップ外国債券 Bコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成21年 7月21日現在	当期 平成22年 1月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	162,481,229	236,452,723
投資信託受益証券	24,681,123,876	24,071,872,766
未収入金	170,043,023	47,768,612
未収利息	489	711
流動資産合計	25,013,648,617	24,356,094,812
資産合計	25,013,648,617	24,356,094,812
負債の部		
流動負債		
未払金	53,033,756	48,188,910
未払収益分配金	81,713,621	72,136,724
未払解約金	52,613,051	60,787,595
未払受託者報酬	417,387	420,549
未払委託者報酬	5,217,331	5,256,888
その他未払費用	41,728	42,046
流動負債合計	193,036,874	186,832,712
負債合計	193,036,874	186,832,712
純資産の部		
元本等		
元本	32,685,448,613	31,363,793,398
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,864,836,870	△7,194,531,298
（分配準備積立金）	28,339,694	144,347,465
元本等合計	24,820,611,743	24,169,262,100
純資産合計	24,820,611,743	24,169,262,100
負債純資産合計	25,013,648,617	24,356,094,812

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自平成21年 1月21日 至平成21年 7月21日	当期 自平成21年 7月22日 至平成22年 1月20日
営業収益		
受取配当金	501,523,897	626,658,590
受取利息	153,459	145,103
有価証券売買等損益	1,771,437,099	221,002,537
その他収益	39,763	—
営業収益合計	2,273,154,218	847,806,230
営業費用		
受託者報酬	2,589,885	2,630,842
委託者報酬	32,373,444	32,885,501
その他費用	258,927	263,026
営業費用合計	35,222,256	35,779,369
営業利益	2,237,931,962	812,026,861
経常利益	2,237,931,962	812,026,861
当期純利益	2,237,931,962	812,026,861
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	41,224,604	12,144,885
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△10,240,625,872	△7,864,836,870
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,707,075,456	1,309,001,575
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,707,075,456	1,309,001,575
剰余金減少額又は欠損金増加額	997,765,695	966,973,077
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	997,765,695	966,973,077
分配金	530,228,117	471,604,902
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,864,836,870	△7,194,531,298

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期 自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日	当期 自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当該財務諸表の特定期間は期末が休日のため、平成21年1月21日から平成21年7月21日までとなっております。	当該財務諸表の特定期間は前期末が休日のため、平成21年7月22日から平成22年1月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成21年7月21日現在	当期 平成22年1月20日現在
1 特定期間の末日における受益権の総数 32,685,448,613 口	1 特定期間の末日における受益権の総数 31,363,793,398 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 7,864,836,870 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 7,194,531,298 円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7594 円 (10,000口当たり純資産額 7,594 円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7706 円 (10,000口当たり純資産額 7,706 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日	当期 自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日
1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 16,506,128 円	1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 17,007,570 円

2 分配金の計算過程

平成21年1月21日から平成21年2月20日まで

当該期末における分配対象金額1,274,170,816円(10,000口当たり369円)のうち、93,165,449円(10,000口当たり27円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	69,516,621円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,201,469,962円
分配準備積立金額	D	3,184,233円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	1,274,170,816円
当ファンドの期末残存口数	F	34,505,721,927口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	369円
10,000口当たり分配金額	H	27円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	93,165,449円

平成21年2月21日から平成21年3月23日まで

当該期末における分配対象金額1,209,230,911円(10,000口当たり362円)のうち、96,736,133円(10,000口当たり29円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	67,135,496円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,138,479,847円
分配準備積立金額	D	3,615,568円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	1,209,230,911円
当ファンドの期末残存口数	F	33,357,287,366口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	362円
10,000口当たり分配金額	H	29円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	96,736,133円

平成21年3月24日から平成21年4月20日まで

当該期末における分配対象金額1,164,890,444円(10,000口当たり355円)のうち、88,565,166円(10,000口当たり27円)を分配金額としております。

2 分配金の計算過程

平成21年7月22日から平成21年8月20日まで

当該期末における分配対象金額1,202,714,311円(10,000口当たり364円)のうち、85,808,416円(10,000口当たり26円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	96,669,136円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,078,538,003円
分配準備積立金額	D	27,507,172円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	1,202,714,311円
当ファンドの期末残存口数	F	33,003,237,229口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	364円
10,000口当たり分配金額	H	26円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	85,808,416円

平成21年8月21日から平成21年9月24日まで

当該期末における分配対象金額1,211,571,046円(10,000口当たり371円)のうち、81,518,976円(10,000口当たり25円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	107,186,246円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,066,576,584円
分配準備積立金額	D	37,808,216円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	1,211,571,046円
当ファンドの期末残存口数	F	32,607,590,506口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	371円
10,000口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	81,518,976円

平成21年9月25日から平成21年10月20日まで

当該期末における分配対象金額1,248,930,540円(10,000口当たり381円)のうち、81,883,100円(10,000口当たり25円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	70,448,134円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,090,500,701円
分配準備積立金額	D	3,941,609円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	1,164,890,444円
当ファンドの期末残存口数	F	32,801,913,598口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	355円
10,000口当たり分配金額	H	27円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	88,565,166円
平成21年4月21日から平成21年5月20日まで 当該期末における分配対象金額1,160,133,574円(10,000口当たり354円)のうち、88,392,450円(10,000口当たり27円)を分配金額としております。		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	84,282,871円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,067,067,176円
分配準備積立金額	D	8,783,527円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	1,160,133,574円
当ファンドの期末残存口数	F	32,737,944,672口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	354円
10,000口当たり分配金額	H	27円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	88,392,450円
平成21年5月21日から平成21年6月22日まで 当該期末における分配対象金額1,159,471,438円(10,000口当たり354円)のうち、81,655,298円(10,000口当たり25円)を分配金額としております。		

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	112,542,026円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,074,092,570円
分配準備積立金額	D	62,295,944円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	1,248,930,540円
当ファンドの期末残存口数	F	32,753,240,212口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	381円
10,000口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	81,883,100円
平成21年10月21日から平成21年11月20日まで 当該期末における分配対象金額1,240,302,037円(10,000口当たり384円)のうち、77,331,298円(10,000口当たり24円)を分配金額としております。		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	90,281,596円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,059,841,057円
分配準備積立金額	D	90,179,384円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	1,240,302,037円
当ファンドの期末残存口数	F	32,221,374,286口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	384円
10,000口当たり分配金額	H	24円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	77,331,298円
平成21年11月21日から平成21年12月21日まで 当該期末における分配対象金額1,240,471,937円(10,000口当たり391円)のうち、72,926,388円(10,000口当たり23円)を分配金額としております。		

項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	89,840,381円	費用控除後の配当等収益額	A	95,166,515円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,061,820,540円	収益調整金額	C	1,044,638,468円
分配準備積立金額	D	7,810,517円	分配準備積立金額	D	100,666,954円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	1,159,471,438円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	1,240,471,937円
当ファンドの期末残存口数	F	32,662,119,213口	当ファンドの期末残存口数	F	31,707,125,388口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	354円	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	391円
10,000口当たり分配金額	H	25円	10,000口当たり分配金額	H	23円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	81,655,298円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	72,926,388円
平成21年6月23日から平成21年7月21日まで 当該期末における分配対象金額1,173,671,781円(10,000口当たり359円)のうち、81,713,621円(10,000口当たり25円)を分配金額としております。			平成21年12月22日から平成22年1月20日まで 当該期末における分配対象金額1,252,552,052円(10,000口当たり399円)のうち、72,136,724円(10,000口当たり23円)を分配金額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	94,332,755円	費用控除後の配当等収益額	A	96,573,279円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,063,618,466円	収益調整金額	C	1,036,067,863円
分配準備積立金額	D	15,720,560円	分配準備積立金額	D	119,910,910円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	1,173,671,781円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	1,252,552,052円
当ファンドの期末残存口数	F	32,685,448,613口	当ファンドの期末残存口数	F	31,363,793,398口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	359円	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	399円
10,000口当たり分配金額	H	25円	10,000口当たり分配金額	H	23円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	81,713,621円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	72,136,724円

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日	当期 自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日	当期 自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日

期首元本額	35,095,054,627 円	期首元本額	32,685,448,613 円
期中追加設定元本額	3,954,964,745 円	期中追加設定元本額	4,354,141,341 円
期中一部解約元本額	6,364,570,759 円	期中一部解約元本額	5,675,796,556 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日		当期 自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日	
	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	24,681,123,876	△186,206,207	24,071,872,766	451,817,447
合計	24,681,123,876	△186,206,207	24,071,872,766	451,817,447

3 デリバティブ取引関係

前期(自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日)

該当事項はございません。

当期(自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式（平成22年1月20日現在）

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

（平成22年1月20日現在）

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ノムラーブラックロック米国債券オープンFD（適格機関投資家専用）		765,919,196	
	野村豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		20,344,590	
	ドイツ欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		930,010,081	
	アイエヌジー・欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		529,743,808	
	アクサIM 欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		348,077,006	

	LM・米国債券コア・プラスFD（適格機関投資家専用）		173,101,922	
	ノムラーAMP豪州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		22,720,157	
	メロン米国コア・プラス債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		2,718,636,802	
	ノムラーインサイト欧州債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		4,052,853,772	
	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD （適格機関投資家専用）		2,354,327,030	
	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD （適格機関投資家専用）		2,683,375,038	
	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD（適格機関投資家専用）		115,472,648	
	TCW 米国債券ファンド FD（適格機関投資家専用）		2,018,343,080	
	ノムラ海外債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		2,474,088,654	
	ノムラーモンドリアン海外債券ファンドFD（適格機関投資家専用）		3,137,582,898	
	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ（ケイマン）－ 海外債券ファンド FD		1,727,276,084	
投資信託受益証券計	銘柄数：16		24,071,872,766	
	組入時価比率：99.6%		100%	
合計			24,071,872,766	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年2月26日現在

「Aコース」

I	資産総額	3,362,940,308	円
II	負債総額	5,871,125	円
III	純資産総額(I－II)	3,357,069,183	円
IV	発行済口数	3,558,229,105	口
V	1口当たり純資産額(III／IV)	0.9435	円

「Bコース」

I	資産総額	22,418,069,899	円
II	負債総額	34,002,821	円
III	純資産総額(I－II)	22,384,067,078	円
IV	発行済口数	30,081,592,473	口
V	1口当たり純資産額(III／IV)	0.7441	円

第5【設定及び解約の実績】

「Aコース」

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2006年10月4日～2007年1月22日	740,658,952	610,631	740,048,321
第2特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	1,797,103,228	75,120,880	2,462,030,669
第3特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	1,814,852,563	312,482,520	3,964,400,712
第4特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	549,489,364	537,284,496	3,976,605,580
第5特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	458,776,726	1,131,852,272	3,303,530,034
第6特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	593,037,397	614,759,966	3,281,807,465
第7特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	686,033,791	389,208,282	3,578,632,974

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

「Bコース」

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2006年10月4日～2007年1月22日	3,975,081,036	3,254,842	3,971,826,194
第2特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	16,331,496,379	215,659,294	20,087,663,279
第3特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	14,905,503,525	1,646,353,808	33,346,812,996
第4特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	6,341,735,932	2,373,975,818	37,314,573,110
第5特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	5,291,115,595	7,510,634,078	35,095,054,627
第6特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	3,954,964,745	6,364,570,759	32,685,448,613
第7特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	4,354,141,341	5,675,796,556	31,363,793,398

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成22年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

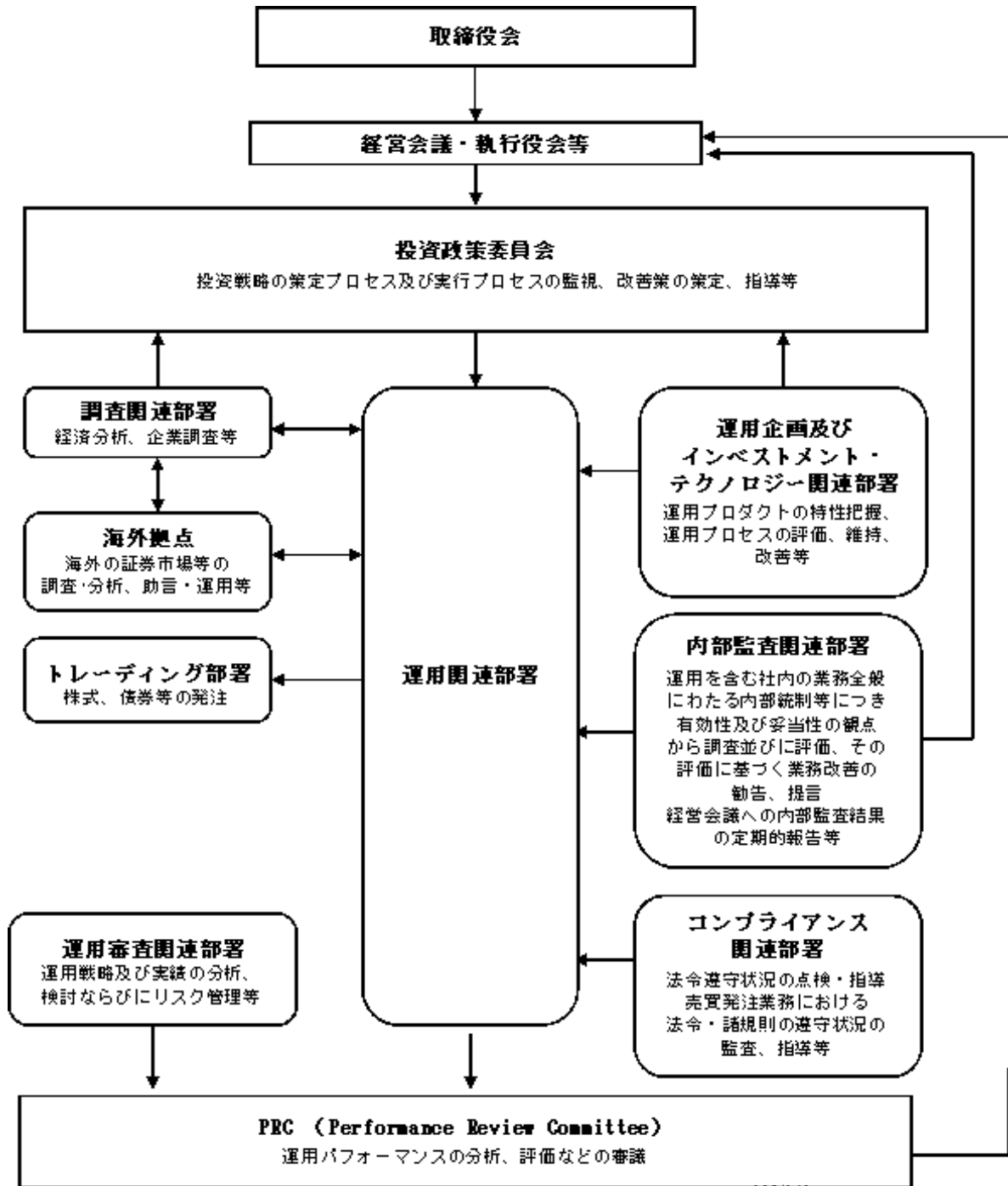
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役３名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成22年2月26日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	637	8,970,372
単位型株式投資信託	18	96,738
追加型公社債投資信託	19	4,788,244
単位型公社債投資信託	0	0
合計	674	13,855,354

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前事業年度(第49期事業年度)は、内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、当事業年度(第50期事業年度)は、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、委託会社の中間財務諸表は、同内閣府令附則第4条第1項第1号により、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表ならびに中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,855		560
金銭の信託			32,058		34,551
有価証券			6,300		3,400
短期貸付金			1,526		592
前払金			45		43
前払費用			9		17
未収入金			81		84
未収委託者報酬			13,910		7,489
未収収益			2,030		1,629
未収法人税等			—		498
繰延税金資産			1,137		879
その他			1,072		807
貸倒引当金			△7		△4
流動資産計			61,020		50,549
固定資産					
有形固定資産			1,972		2,183
建物	※2	800		710	
器具備品	※2	1,171		1,472	
無形固定資産			8,857		12,407
ソフトウェア		8,852		12,403	
電話加入権		2		2	
その他		2		1	
投資その他の資産			45,424		28,519
投資有価証券		27,606		10,693	
関係会社株式	※3	15,739		15,743	
従業員長期貸付金		194		385	
長期差入保証金		34		39	
長期前払費用		17		19	
繰延税金資産		1,567		1,256	
その他		264		381	
貸倒引当金		△0		△0	
固定資産計			56,253		43,110
資産合計			117,274		93,659

		前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			—		12,000
預り金			148		95
未払金	※ 1		12,848		5,750
未払収益分配金		5		5	
未払償還金		105		82	
未払手数料		6,115		3,275	
その他未払金		6,622		2,387	
未払費用	※ 1		8,363		4,849
未払法人税等	※ 4		1,591		4
前受収益			8		6
賞与引当金			1,730		1,080
その他			102		4
流動負債計			24,794		23,790
固定負債					
退職給付引当金			5,359		4,620
時効後支払損引当金			467		462
その他			64		642
固定負債計			5,890		5,724
負債合計			30,685		29,515
(純資産の部)					
株主資本			81,714		61,810
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			52,804		32,900
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		52,119		32,215	
別途積立金		35,606		24,606	
繰越利益剰余金		16,512		7,608	
評価・換算差額等			4,874		2,333
その他有価証券評価差額金			5,124		2,084
繰延ヘッジ損益			△250		249
純資産合計			86,589		64,143
負債・純資産合計			117,274		93,659

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,893		84,195
運用受託報酬			10,506		8,315
その他営業収益			8		27
営業収益計			135,408		92,537
営業費用					
支払手数料			57,704		39,122
広告宣伝費			2,439		1,438
公告費			27		2
受益証券発行費			27		34
調査費			32,108		21,176
調査費		1,576		1,643	
委託調査費		30,532		19,532	
委託計算費			681		790
営業雑経費			2,950		2,709
通信費		175		208	
印刷費		1,375		1,382	
協会費		76		87	
諸経費		1,322		1,031	
営業費用計			95,938		65,272
一般管理費					
給料			10,229		8,863
役員報酬	※ 2	667		329	
給料・手当		6,480		6,507	
賞与		3,081		2,025	
交際費			212		168
旅費交通費			786		557
租税公課			637		443
不動産賃借料			1,687		1,559
退職給付費用			951		1,124
固定資産減価償却費			2,543		3,288
諸経費			5,902		6,448
一般管理費計			22,949		22,452
営業利益			16,519		4,812

		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	2,369		8,013	
収益分配金		282		225	
受取利息		86		32	
デリバティブ利益		1,308		858	
その他		337		192	
営業外収益計			4,384		9,322
営業外費用					
支払利息	※ 1	—		175	
金銭の信託運用損		392		1,212	
為替差損		67		133	
時効後支払損引当金繰入額		178		97	
その他		8		53	
営業外費用計			647		1,671
経常利益			20,256		12,463
特別利益					
投資有価証券等売却益		1,421		1,085	
株式報酬受入益		312		299	
リース資産買取差益		—		2	
特別利益計			1,734		1,387
特別損失					
投資有価証券等売却損		80		1,471	
投資有価証券等評価損		23		5	
固定資産除却損	※ 3	56		405	
過年度時効後支払損引当金繰入額		429		—	
退職給付制度移行損失		—		118	
特別損失計			589		2,001
税引前当期純利益			21,400		11,849
法人税、住民税及び事業税			9,211		2,893
法人税等調整額			50		2,334
当期純利益			12,139		6,621

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	35,606	35,606
当期変動額		
別途積立金の取崩	—	△11,000
当期変動額合計	—	△11,000
当期末残高	35,606	24,606
繰越利益剰余金		
前期末残高	17,249	16,512
当期変動額		
別途積立金の取崩	—	11,000
剰余金の配当	△12,876	△26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	△737	△8,904
当期末残高	16,512	7,608

利益剰余金合計		
前期末残高	53,541	52,804
当期変動額		
剰余金の配当	△12,876	△26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	△737	△19,904
当期末残高	52,804	32,900
株主資本合計		
前期末残高	82,451	81,714
当期変動額		
剰余金の配当	△12,876	△26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	△737	△19,904
当期末残高	81,714	61,810
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	11,008	5,124
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,883	△3,040
当期変動額合計	△5,883	△3,040
当期末残高	5,124	2,084
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△610	△250
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	360	499
当期変動額合計	360	499
当期末残高	△250	249
評価・換算差額等合計		
前期末残高	10,397	4,874
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,522	△2,541
当期変動額合計	△5,522	△2,541
当期末残高	4,874	2,333
純資産合計		
前期末残高	92,849	86,589
当期変動額		
剰余金の配当	△12,876	△26,526
当期純利益	12,139	6,621
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,522	△2,541
当期変動額合計	△6,259	△22,445
当期末残高	86,589	64,143

[重要な会計方針]

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの… 移動平均法による原価法 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法 4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左) (2) その他有価証券 時価のあるもの (同左) 時価のないもの (同左) 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左) 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左) 4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (同左) (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年																
附属設備	8～15年																
構築物	20年																
器具備品	4～15年																
建物	38～50年																
附属設備	8～15年																
構築物	20年																
器具備品	4～15年																

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象－投資有価証券 (3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 8. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 9. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 (同左) 6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 (同左) (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) (3)ヘッジ方針 (同左) (4)ヘッジ有効性評価の方法 (同左) 8. 消費税等の会計処理方法 (同左) 9. 連結納税制度の適用 (同左)

[会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(有形固定資産の減価償却方法) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年3月30日 法律第6号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。	-----
(負債計上を中止した項目に対する引当金に関する会計処理) 当事業年度より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日）を適用しております。 この適用により、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を当事業年度より「時効後支払損引当金」として計上しております。 この結果、従来の方法に比して、経常利益は38百万円、税引前当期純利益は467百万円減少しております。	-----
-----	(リース取引の処理方法) 当事業年度より、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）を適用しております。 この適用により、リース取引開始日が平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）第79項により、リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、これによる財政状態に与える影響はなく、損益に与える影響は軽微であります。

[表示方法の変更]

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(貸借対照表関係) 前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 平成19年7月4日）において有価証券として取り扱うこととされたため、当事業年度より「有価証券」として表示しております。 なお、前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、19,800百万円であります。	-----
(損益計算書関係) 1. 前事業年度において「投資顧問収入」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。 2. 「金銭の信託運用損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外収益の「その他」に105百万円含まれております。 3. 「為替差損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外費用の「その他」に1百万円含まれております。 4. 前事業年度において「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。	-----

[追加情報]

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(有形固定資産の減価償却方法) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。	-----
-----	(退職給付制度の改訂) 当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。当社は「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。本改廃に伴う影響額として、特別損益118百万円を計上しております。 この結果、税引前当期純利益が、118百万円減少しております。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 5,619百万円 未払費用 934	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 2,119百万円 未払費用 585
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 201百万円 器具備品 534 合計 736	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 295百万円 器具備品 964 合計 1,260
※ 3. 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。 関係会社株式 3,064百万円	
※ 4. 未払法人税等には、事業所税の未納付額37百万円が含まれております。	

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 2,214百万円	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,864百万円 支払利息 175百万円
※ 2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	※ 2. 役員報酬の範囲額 (同左)
※ 3. 固定資産除却損 器具備品 1百万円 ソフトウェア 54 合計 56	※ 3. 固定資産除却損 器具備品 0百万円 ソフトウェア 405 合計 405

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 12,876百万円

1株当たり配当額 2,500円

基準日 平成19年3月31日

効力発生日 平成19年5月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 26,526百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 5,150円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年6月2日

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 26,526百万円

1株当たり配当額 5,150円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年6月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,605百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 700円

基準日 平成21年3月31日

効力発生日 平成21年6月1日

◇ リース取引関係

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
-----	1. ファイナンス・リース取引
	(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)
	① リース資産の内容 有形固定資産(器具備品)、無形固定資産(ソフトウェア) 主として、コンピューター関連機器(サーバー等)であります。
	② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針の「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
器具備品	器具備品
取得価額相当額 1,453百万円	取得価額相当額 1,343百万円
減価償却累計額相当額 814	減価償却累計額相当額 980
減損損失累計額相当額 —	減損損失累計額相当額 —
期末残高相当額 639	期末残高相当額 363
② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高	② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高
未経過リース料期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額
1年以内 281百万円	1年以内 180百万円
1年超 368	1年超 195
合計 650	合計 375
リース資産減損勘定期末残高 ー百万円	リース資産減損勘定期末残高 ー百万円
③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失
支払リース料 332百万円	支払リース料 296百万円
リース資産減損勘定の取崩額 —	リース資産減損勘定の取崩額 —
減価償却費相当額 309	減価償却費相当額 276
支払利息相当額 19	支払利息相当額 14
減損損失 —	減損損失 —
④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	④ 減価償却費相当額の算定方法 (同左)
⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	⑤ 利息相当額の算定方法 (同左)
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引
未経過リース料	未経過リース料
1年以内 4百万円	1年以内 6百万円
1年超 5	1年超 3
合計 9	合計 9

◇ 有価証券関係

１．売買目的有価証券

前事業年度末 (平成20年３月31日)	当事業年度末 (平成21年３月31日)
該当事項はありません。	(同左)

２．満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度末 (平成20年３月31日)	当事業年度末 (平成21年３月31日)
該当事項はありません。	(同左)

３．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成20年３月31日)			当事業年度末 (平成21年３月31日)		
	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	113,023	109,959	3,064	66,382	63,318
合計	3,064	113,023	109,959	3,064	66,382	63,318

４．その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成20年３月31日)			当事業年度末 (平成21年３月31日)		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
(1)株式	282	7,649	7,366	282	4,020	3,737
(2)債券(社債)	—	—	—	—	—	—
(3)その他(※１)	11,678	13,542	1,864	3,551	3,846	295
小計	11,961	21,192	9,231	3,834	7,867	4,032
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
(1)株式	—	—	—	—	—	—
(2)債券(社債)	—	—	—	—	—	—
(3)その他	5,906	5,362	△544	2,334	1,833	△500
小計	5,906	5,362	△544	2,334	1,833	△500
合計	17,868	26,554	8,686	6,168	9,701	3,532

- (※１) 前事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は353百万円（税効果会計適用後）であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益103百万円（税効果会計適用後）との純額を貸借対照表に計上しております。
- 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は

249百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売却額	7,970百万円	11,200百万円
売却益の合計額	1,419百万円	1,085百万円
売却損の合計額	80百万円	1,471百万円

6. 時価評価されていない主な有価証券(上記2. 及び3. を除く)

区分	前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(1) その他有価証券		
譲渡性預金	6,300	3,400
非上場株式	1,052	992
合計	7,352	4,392
(2) 子会社株式及び関連会社株式		
子会社株式	4,408	4,411
関連会社株式	8,267	8,267
合計	12,675	12,679

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

前事業年度末(平成20年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—
2. その他	6,300	—	6,813	—
合計	6,300	—	6,813	—

当事業年度末(平成21年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—
2. その他	3,400	1	1,017	—
合計	3,400	1	1,017	—

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、当事業年度末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

◇ デリバティブ取引関係

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株価指数先物取引及びスワップ取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。 ①ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象－投資有価証券 ②ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 ③ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 (2) 取引に対する取組方針 デリバティブ取引については、将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。 (3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引及びスワップ取引は価格の変動によるリスクを有しております。 (4) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。財務部長は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。また、取引結果及び損益状況については、定期的にヘッジ対象である投資有価証券の信託契約先から報告を受け、財務部で内容を検討しております。	(1) 取引の内容及び利用目的 (同左) ①ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) ②ヘッジ方針 (同左) ③ヘッジ有効性評価の方法 (同左) (2) 取引に対する取組方針 (同左) (3) 取引に係るリスクの内容 (同左) (4) 取引に係るリスク管理体制 (同左)

2. 取引の時価等に関する事項

（１）前事業年度末(平成20年３月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち １年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,691	—	2,787	△96
市場取引 以外の取引	スワップ取引 短期変動金利 受取・株価指 数変化率支払	4,663	—	△6	△6
合計		7,354	—	2,781	△102

（注）１．時価の算定方法

株価指数先物取引につきましては、期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

スワップ取引につきましては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

なお、スワップ取引の契約額は、想定元本に基づいて表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

（２）当事業年度末(平成21年３月31日)

該当事項はありません。

なお、為替予約取引及び株価指数先物取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用し

ておりますので注記の対象から除いております。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成20年3月31日)

イ. 退職給付債務	△13,227百万円
ロ. 年金資産	5,569
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△7,657
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,037
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	260
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△5,359
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(ト+チ)	△5,359

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

イ. 勤務費用	529百万円
ロ. 利息費用	262
ハ. 期待運用収益	△148
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	243
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	16
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	904
チ. その他(注)	46
計	951

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 適格退職年金に係るもの 18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付型企业年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。

2. 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日)

イ. 退職給付債務	△11,783百万円
ロ. 年金資産	5,456
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△6,327
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,400
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	△693
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△4,620
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(トーチ)	△4,620

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

イ. 勤務費用	611百万円
ロ. 利息費用	277
ハ. 期待運用収益	△139
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	300
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	3
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	1,053
チ. その他(注)	70
計	1,124

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌年に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

(追加情報)

基準となる従業員の平均残存勤務期間が減少したことにより、過去勤務債務の額の処理年数および退職年金に係る数理計算上の差異の処理年数を18年から16年に変更しております。この変更に伴う影響額は軽微であります。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (平成20年3月31日)		当事業年度末 (平成21年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	2,197	退職給付引当金	1,894
所有株式税務簿価通算差異	884	所有株式税務簿価通算差異	884
ゴルフ会員権評価減	508	投資有価証券評価減	616
投資有価証券評価減	673	ゴルフ会員権評価減	510
減価償却超過額	273	賞与引当金	442
子会社株式売却損	196	未払確定拠出年金掛金	328
賞与引当金損金算入限度超過額	709	タックスヘイブン税制	271
事業税	350	減価償却超過額	262
時効後支払損引当金	191	子会社株式売却損	196
繰延ヘッジ損失	173	時効後支払損引当金	189
その他	107	その他	85
繰延税金資産計	6,266	繰延税金資産小計	5,682
繰延税金負債		評価性引当金	△1,924
有価証券評価差額金	3,561	繰延税金資産計	3,757
繰延税金負債計	3,561	繰延税金負債	
繰延税金資産(純額)	2,705	繰延ヘッジ利益	173
		有価証券評価差額金	1,448
		繰延税金負債計	1,621
		繰延税金資産(純額)	2,136
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	41.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.6%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.0%
住民税等均等割	0.0%	住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン課税	4.7%	タックスヘイブン税制	△0.1%
外国税額控除	△1.1%	外国税額控除	△5.9%
その他	0.9%	評価性引当金の増減額	16.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.3%	その他	△0.7%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.1%

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	182,799	持株会社	(被所有) 直接 100%	兼任 3人	資産の賃貸借等	資金の貸付 (*1)	57,000	—	—
								資金の回収	71,000	—	—
								貸付金利息 の受入	33	—	—

2. 役員及び個人主要株主等
該当はありません。

3. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 21.8%	なし	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	6,161	未払費用	74

4. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	兼任 1人	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	41,864	未払手数料	4,990
親会社の 子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業	—	なし	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	7,261	未払費用	1,949

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。また、当事業年度中に全額返済されたため、期末残高はありません。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

なお、開示対象範囲に影響はありません。

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	321,764	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借等	資金の借入(*1)	228,500	短期借入金	12,000
							資金の返済	216,500		
							借入金利息の支払	168	未払費用	1

(イ) 関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 22.3%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	10,001	未払費用	79

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	28,694	未払手数料	2,628

親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	4,926	未払費用	1,064
---------	----------------------------	---------	-----	-------	---	-------------	------------------------	-------	------	-------

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)	
	(株)野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	106,717	1,407
固定資産合計	234,028	77,297
流動負債合計	76,798	7,947
固定負債合計	79,131	11,845
純資産合計	184,815	58,910
売上高	324,697	2,744
税引前当期純利益	38,648	2,947
当期純利益	20,583	2,564

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,811円16銭	1株当たり純資産額	12,453円43銭
1株当たり当期純利益	2,356円90銭	1株当たり当期純利益	1,285円61銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	12,139百万円	損益計算書上の当期純利益	6,621百万円
普通株式に係る当期純利益	12,139百万円	普通株式に係る当期純利益	6,621百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

◇中間貸借対照表

		平成21年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		561
金銭の信託		39,406
有価証券		3,200
短期貸付金		519
未収委託者報酬		10,926
未収収益		3,015
繰延税金資産		893
その他		239
貸倒引当金		△6
流動資産計		58,755
固定資産		
有形固定資産	※ 1	2,136
無形固定資産		12,282
ソフトウェア		12,278
その他		3
投資その他の資産		29,202
投資有価証券		12,526
関係会社株式		15,739
繰延税金資産		220
その他		716
貸倒引当金		△0
固定資産計		43,620
資産合計		102,375

		平成21年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
関係会社短期借入金		17,000
未払収益分配金		4
未払償還金		79
未払手数料		4,823
その他未払金	※ 2	946
未払費用		6,468
未払法人税等		578
賞与引当金		1,371
その他		137
流動負債計		31,409
固定負債		
退職給付引当金		4,603
時効後支払損引当金		463
その他		332
固定負債計		5,399
負債合計		36,808
(純資産の部)		
株主資本		61,922
資本金		17,180
資本剰余金		11,729
資本準備金		11,729
利益剰余金		33,012
利益準備金		685
その他利益剰余金		32,327
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		7,721
評価・換算差額等		3,644
その他有価証券評価差額金		3,516
繰延ヘッジ損益		127
純資産合計		65,567
負債・純資産合計		102,375

◇中間損益計算書

		自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		36,849
運用受託報酬		4,504
その他営業収益		32
営業収益計		41,385
営業費用		
支払手数料		17,083
調査費		9,487
その他営業費用		2,304
営業費用計		28,875
一般管理費	※ 1	11,875
営業利益		634
営業外収益	※ 2	4,058
営業外費用	※ 3	133
経常利益		4,559
特別利益	※ 4	195
特別損失	※ 5	35
税引前中間純利益		4,719
法人税、住民税及び事業税		890
法人税等調整額		110
中間純利益		3,718

◇中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

(単位：百万円)

	自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日
株主資本	
資本金	
前期末残高	17,180
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	17,180
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	11,729
資本剰余金合計	
前期末残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	11,729
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	685
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	685
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	24,606
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	24,606
繰越利益剰余金	
前期末残高	7,608
当中間期変動額	
剰余金の配当	△3,605
中間純利益	3,718
当中間期変動額合計	112
当中間期末残高	7,721
利益剰余金合計	
前期末残高	32,900

当中間期変動額	
剰余金の配当	△3,605
中間純利益	3,718
当中間期変動額合計	112
当中間期末残高	33,012
株主資本合計	
前期末残高	61,810
当中間期変動額	
剰余金の配当	△3,605
中間純利益	3,718
当中間期変動額合計	112
当中間期末残高	61,922
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	2,084
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,432
当中間期変動額合計	1,432
当中間期末残高	3,516
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	249
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△121
当中間期変動額合計	△121
当中間期末残高	127
評価・換算差額等合計	
前期末残高	2,333
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,310
当中間期変動額合計	1,310
当中間期末残高	3,644
純資産合計	
前期末残高	64,143
当中間期変動額	
剰余金の配当	△3,605
中間純利益	3,718
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,310
当中間期変動額合計	1,423
当中間期末残高	65,567

[中間財務諸表作成の基本となる重要な事項]

	自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの…移動平均法による原価法
2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法
3 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6 リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

	自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日
7 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象－投資有価証券 (3) ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
9 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

◇中間貸借対照表関係

平成21年9月30日現在
※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,614百万円 ※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

◇中間損益計算書関係

自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日	
※ 1 減価償却実施額	
有形固定資産	360百万円
無形固定資産	1,765百万円
長期前払費用	3百万円
※ 2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	2,569百万円
金銭の信託運用益	1,364百万円
※ 3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	54百万円
※ 4 特別利益の内訳	
投資有価証券売却益	72百万円
株式報酬受入益	122百万円
※ 5 特別損失の内訳	
投資有価証券売却損	23百万円
投資有価証券等評価損	0百万円
固定資産除却損	12百万円

◇中間株主資本等変動計算書関係

自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	平成21年 3月 末	増加	減少	平成21年 9月 末
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
平成21年 5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。				
・ 普通株式の配当に関する事項				
(1) 配当金の総額	3,605百万円			
(2) 1株当たり配当額	700円			
(3) 基準日	平成21年 3月31日			
(4) 効力発生日	平成21年 6月 1日			

◇リース取引関係

自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	
1 ファイナンス・リース取引	
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。	
(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)	
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	
	有形固定資産（器具備品）
取得価額相当額	1,330百万円
減価償却累計額相当額	1,076
中間期末残高相当額	254
② 未経過リース料中間期末残高相当額	
1年内	121百万円
1年超	141
合計	263
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	116百万円
減価償却費相当額	108
支払利息相当額	4
④ 減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
⑤ 利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	
2 オペレーティング・リース取引	
未経過リース料	
1年内	7百万円
1年超	5
合計	12

◇有価証券関係

当中間会計期間末(平成21年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの：該当事項はありません。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	3,064	92,631	89,567
合計	3,064	92,631	89,567

3 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	282	6,324	6,041
(2) その他(※)	5,328	5,247	△81
合計	5,611	11,572	5,960

(※) 当中間会計期間末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は127百万円(税効果会計適用後)であり、貸借対照表に計上しております。

4 時価評価されていない主な有価証券(上記1及び2を除く)

	中間貸借対照表計上額(百万円)
(1) 子会社株式及び関連会社株式	12,675
(2) その他有価証券	
譲渡性預金	3,200
非上場株式	954

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、中間会計期間末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

◇デリバティブ取引関係

当中間会計期間末(平成21年9月30日)

該当事項はありません。

なお、為替予約取引及び株価指数先物取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用し

ておりますので注記の対象から除いております。

◇1株当たり情報

自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	
1株当たり純資産額	12,729円78銭
1株当たり中間純利益	721円90銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	3,718百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	3,718百万円
期中平均株式数	5,150千株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＊平成22年1月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＊平成22年1月末現在

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	400百万円	「金融商品取引法」に定める投資運用業などを営んでいます。

＊平成21年12月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3)投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成21年8月26日	臨時報告書
平成21年10月9日	有価証券届出書、有価証券報告書
平成21年11月27日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	高 尾 幸 治 ⑩
-------------------	-------	-----------

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	英 公 一 ⑩
-------------------	-------	---------

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保 ⑩
-------------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月30日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年9月10日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公 一 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ファンドラップ外国債券 Aコースの平成21年1月21日から平成21年7月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ファンドラップ外国債券 Aコースの平成21年7月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年9月10日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公 一 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ファンドラップ外国債券 Bコースの平成21年1月21日から平成21年7月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ファンドラップ外国債券 Bコースの平成21年7月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年3月10日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公 一 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ファンドラップ外国債券 Aコースの平成21年7月22日から平成22年1月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ファンドラップ外国債券 Aコースの平成22年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年3月10日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公 一 ⑨

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保 ⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ファンドラップ外国債券 Bコースの平成21年7月22日から平成22年1月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ファンドラップ外国債券 Bコースの平成22年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)